料 >

至 自 同九(一八七六)年明治六(一八七三)年 (聴訟記録

『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完) 山口地方裁判所所蔵裁判史料より一

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会 代表 矢 野 達 雄

紺 加

藤

高

谷 浩 司

修道法学第四〇巻第一 号 [一二九A] 【一四】 【貸金返済淹滯訴訟】

以上

五四

本文読下し(【一四】~【三五】)

写真 注の部 本文読下し(【二】~【二三】)

解題―『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』について

五.

本文読下し

次

注の部

本簿冊の目次

タリ (注記) 明治九年裁許一件帳中ニ在リ

六三六 (四二二)

— 77 —

以上 本号)

兼蔵代言 □□番屋敷居住 原告NN	同大區同小區同国同郡同村□□	原告 TB 角右エ門	(::OB)	居住 農	吉敷郡□□村□□□□番屋敷	第十一大區第十小區周防国	□町MW惣右エ門へ掛貸金返済淹滞訴訟吟味書	農 TB角右エ門MW兼蔵ヨリ同大區同国同郡□□ 「よしき郡」	山口縣第十一大區第十小區周防国吉敷郡*□□村 * 読みは	****「進」の丸朱印	長官 印*** 課長 印**** ***「木梨」の丸朱印	**「松原」の丸朱印	十等出仕 松原 佐久 印**	*「圓平」の丸朱印	十四等出仕 鈴木 圓平 印*	〔一二〇A〕 (注級)		(記述なし)	〔一三九 B〕	<資料>
第十大區第十一小區同国同郡 引合人 TN 源七	然告元代言	□□□□□□番屋敷居住	(第十一大區第九小區同国同郡	Y 平兵衛	居住 商	同大區同町□□□□番屋敷	MW 甚五郎	惣右工門親類	壱番屋敷居住 商	同大區同小區同国同郡山口西門前町四百六十	右病気ニ付代人并代言人	被告 MW 惣右エ門		□□□□□□□□■番屋敷居住 商	第十大區第十小區同国同郡	貸金催促之訴		同人	修道法学 四〇巻 二号 六三五(四二一)

□□□■番屋敷居住 士族		□□番地
同MH彌一郎	明治八年	
同大區同小區同屋敷同居 商	亥一月	MW 惣右エ門
同 TY 市之丞	TB 角右エ盟	門殿
	MW 兼 藏	殿* * 本行まで朱書き
右之者共遂吟味候処左之通		
	最前入金ノ請取書ハ差返セシニ期限過去テモ返弁	セシニ期限過去テモ返弁
原告角右エ門申立候ハ明治七年八月被告MW	不仕ニ付第十一大區□□□	不仕ニ付第十一大區□□居住士族TN源七ヲ以右金
惣右エ門ヨリ米五拾石代金貮百九拾円ニテ買取約定仕	返済ヲ促セトモ相調不申	返済ヲ促セトモ相調不申ニ付同人へ代言委任同七月
入金トシテ追々ニ金貮百貮拾円差入受取書取付置ク末		
右米売買ハ破談ニ相成タル故是迠相渡シ置ク入金ハ	廿五日訴出候処出訴前右今	廿五日訴出候処出訴前右金之内五拾円ハMW惣右エ門ヨリ
同八年一月惣右エ門ヨリ同年五月六月両月間ニ返却	払出シタルヲ源七取込ミ	払出シタルヲ源七取込ミ居ル様子相分リ斯ル人物ニテハ引当ニ
可致トノ證文請取之	不相成ト存シ同八月六日	不相成ト存シ同八月六日源七ヘノ委任ハ取返シ第十大區
	山口居住MH彌一郎へ更	山口居住MH彌一郎へ更ニ委任シ其段被告代言人Y平兵エヘ
記* * 本行以下朱書き	翌七日早朝報告仕り置クな	翌七日早朝報告仕リ置ク然ルニTN源七儀ハ八月七日付ヲ以
一 金貮百貮拾円也	右貮百貮拾円之内五拾円7	右貮百貮拾円之内五拾円引去リ残リ百七拾円之所本年ヨリ
但 無利足之事	十五ヶ年賦ニ受取ル約定者	十五ヶ年賦ニ受取ル約定書MW惣右エ門并同人代言Y平兵エヘ
右壱ツ書之金子来ル五月六月之間ニ此手形	宛差出タル由ナレトモ源	宛差出タル由ナレトモ源七ヘノ委任ハ既ニ前日取返セシニ付
	源七ヨリ右様之結約致シ	源七ヨリ右様之結約致シタリトモ自分共ニ於テ更ニ関係
引替二御返却可仕候為後証印紙貼用ニ而一札	無之ニ付百七十円ノ前被出	無之ニ付百七十円ノ前被告人ヨリ速ニ返済センヿヲ請求スル
如件		

至 同 九 (一八七六) 年 (聴訟記録) 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』 (民事第一九號) について (二・完) 六三四 (四二〇)自 明治六 (一八七三) 年 (聴訟記録) 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』 (民事第一九號) について (二・完) 六三四 (四二〇)

旨申之

第十大區二小區□町□□

MV嵌嵌へ枨互合与弋金式互允合写ニテ売度ノ均定士 明台八丰 TB 角右エ門MW兼明治七年八月第十一大區吉敷郡□□村TB角右エ門 相折合申候依而一札如件被告代人親族MW甚五郎并代言人Y平兵衛相答候ハ 相折合申候依而一札如件 作覚治学 単〇巻 ニミ データー
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

(四一九)

返済ノ催促ヲ請ケ内金五拾円ハHB甚七ヲ使トシテ 期限遷延ノ折柄第十一大區□□居住士族TN源七ヲ以 證書差出シタル儀相違無之然ルニ手元差詰居無拠。

終二破談二相成右入金ハ本年五月六月両月間二返却可致

TN源七へ相渡残リハ八年十二月迠相待呉ル、様断リ立 三四人

年々十二月納入ニ折合呉則八月七日付ニテ源七ヨリ書面取置キ 熟談致ス処貮百貮拾円ノ内五拾円納入残リ百七拾円ハ十五ヶ年賦 致スト雖モ聞入ナク出訴仕リタル故原告代言TN源七へ

本行より朱書き

金貮百貮拾円

約定書*

残リ百七拾円ノ所 内金五拾円請取

右壱ツ書之金ハ往キ明治八年ヨリ拾五ヶ年之間年賦ニシテ TB角右エ門ヨリMW惣右エ門へ貸金之分

十二月三十日ニ請取約定ニテ訴状取下右事件年限中

(一三四B)

済口證文差出シ

同人代理 Y 平兵衛

殿

本行まで朱書き

MW 惣右衛門

殿

印

第十大區小三區□町□□□□

** 本行以下朱書き

□番屋敷居住 商

被告人 MW 惣右エ門

(二三五 五 A)

貸金催促之訴済口證文

士族 原告代言人TN源七ゟ貸金催促之儀訴 右第十一大區小九區□□□□□□■番屋敷居住

出候ニ付今七日対決前原告代言人へ熟談之上済方

仕候次第左ニ申上候

願高

満金貮百貮拾円 証書ゟ前明治八年一月廿七日

— 80

至 同(九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書旨自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書写	山口縣令 中野梧一 殿* * 本行まで朱書き		代書人 MH 彌一郎	□□□□番屋敷居住 士族	第十大區小一區□□□町	原告代言人 TN 源七	□□□番屋敷居住 士族	[一三六A]	第十一大區小九區□□村□□	此上御裁断不致御願候 以上	前書被告人MW惣右エ門ゟ申上候通熟談済方仕候間	代書人 TD 孫兵衛	□□□番屋敷居住 商	第十大區小二區□□町	明治八年八月七日 MW 惣右エ門	一 訴訟入費ハ原告人勘弁仕リ呉候	可仕約定二而証書相渡申候	但 本年ゟ往キ拾五ヶ年賦ニシテ暮ニ納入	(一三五B)	残金百七拾円	金五拾円 本月七日相渡申候	内
『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六三二(四一八)	スニハ惣右エ門へ係リ出訴ノ貸金十五ヶ年賦返納ニ折合済口ニ	御吟味願取下呉ル、様ニト相頼ム処惣右エ門代言Y平兵衛申	考見レハ甚七ヨリ受取タル事ハ相違無之ニ付甚七へ相断リ	相係リ金五拾円横取ノ御吟味願差出御糾問中能々	貸金貳百貮拾円催促之儀訴出HB甚七ヨリ八月分へ	相成リ居ル内同廿五日原告代言ニテMW惣右エ門へ係リ	請求ムル節受取リタル覚無之ト申セシヨリ甚七ト争論ニ	[二三七 A]	酔中ニテ受取書不差出ニ付同十二日甚七ヨリ受取書ヲ	持参ノ金一ト先ツ預リ置呉レ可ク申ニ付預リ置ク処其砌	ニトノ事ナレトモ数日ノ猶予不相成段使甚七へ相答ル処	ト申者ヲ以テ同十日持セ差越残金ハ当十二月迠相待呉ル、様	受惣右エ門へ追々及催促右ノ内金五拾円惣右エ門使HB甚七	□町商MW惣右エ門へ貸金貮百貮拾円返弁催促之委任ヲ	大區□□村TB角右エ門MW兼蔵ヨリ第十大區□□	原告元代言人TN源七申述候ハ本年七月七日第十一	前ヲ以年賦払入致シ至当ノ儀ト相考候旨申之	代言委任替ノ儀一切不承ニ付テハTN源七許諾書面ノ	[一三六B]	MH彌一郎申立候ニ依リ右済口證文ハ取下置タレトモ	源七ヨリ右様之約定可致筋無之段原告後ノ代言ノ由ニテ	未タ御聞届無之内源七ヘノ委任ハ其前日ニ取返シタル間

〔一三七B〕 彌一郎へ更ニ委任セシ上ハ右事件ニ関係スヘキ筈無之事トハ崩日六日ニ角右エ門ハ兼蔵ヨリノ委任差返シ右両人ヨリMH至ラハ甚七ヨリノ御吟味願モ取下ケサセ可申トノ事ナレトモ其

年賦返納許諾ノ約定書差出前後不都合之取行仕タル段後悔罷在ルヲ〔以テ〕

代書人MH彌一郎ト記シ押印有之ニ付彌一郎八月七日付ニテ一旦差出シタル済口證文ニ原告

旨申之

取糾ス処

市之允ヨリ印判袋貸シ呉ル、様申ニ付数多入置タル印判同日自分更ニ代言委任ヲ受シ処翌七日ハ兼テ同居罷在ルTYシ

原告代言人TN源七ヨリMW惣右エ門へ係ル貸金催促ヲ振ヒ出シ其袋ヲ貸渡セシニタ方市之丞帰宅今日

二三八A

之訴示談相調済口ニ相成済口證文差出スニ至リ自分実印

名下へ押印シタルハ甚卒忽ノ事ト申聞セ市之丞ニ於テモ委任ハ取返シ更ニ自分代言ノ委任ヲ受居ル処本日代書人ト申ス任セ押印致シタル趣相咄スニ付右事件ハ昨六日原告ヨリ源七へノ原告代書人MH彌一郎ト記セシ名下へ押印ノ儀源七ヨリ頼ムニ有之タルヲ縣廳扣所即腰掛ニテ源七見受居タルユへ済口證文

相頼ムトイヘトモ原告ニ於テハ一時返済ヲ促スノ外無之ニ付迚モ迷惑ノ折柄TN源七其日ノ次第申来リ年賦ニテ折合呉ル、様

[二三八B]

上申仕〔リ〕タル旨申之右様ノ´計 可致筋無之ニ付テハ不同意ノ由申答翌八日其段右様ノ´計 可致筋無之ニ付テハ不同意ノ由申答翌八日其段年賦返納抔ハ折合申サ、ルハ必然且代言ノ委任ヲ返シナカラ

見受居幸と此一件済口ニ相成タルガMH彌一郎代書人ノ事彌一郎ハ出頭不仕処印判袋ニ彌一郎ノ実印アリシヲTN源七契田原告TB角右エ門MW兼蔵代言TN源七ヨリMW其日原告TB角右エ門MW兼蔵代言TN源七ヨリMW其日原告TB角右エ門MW兼蔵代言TN源七ヨリMW本土門へ係ル貸金ノ訴済口ニ相成済口證文差出スノ際当日を指用其日自分代書ノ訴訟有之縣廳腰掛へ罷出印判

申セシニ昨六日ヨリ右訴代言ノ委任ヲ受タル儀初テ承知本人へヿ前以承知致シ居ルニ付無何心押印シタ方帰宅其趣彌一郎ヘニ付名下へ押印致シ呉レ可ク申ニ任セ是迠彌一郎ハ右代書人タル

二 三九A

右之通二付左之通裁判申渡可相成哉

	三九B			
同国同		原告	周防国	裁判言渡書案
郡同村		ТВ		
農		角	H	
原告		右エ	村農	
M W		門	μe	

兼蔵代 同 人

郡 町町 商

同国同郡□□□ M W 町町 惣右エ門

商

右代人 惣右エ門親族

M W

甚五郎

問郡同町

同代言 Y 平兵衛

|同郡||| 士族 原告元代言

同 国

引合人 T N 源七

至 自

四 〇 A

貸金催促之訴訟遂審問処

翌七日早朝被告代言へモ報告シ更ニMH彌一郎ヲ代言トシ 横取致シ居ル段承リ八月六日源七へノ委任ハ取返シ其段 其前右金之内五拾円ハ既ニ惣右エ門ヨリ払入タルヲ源七 違約ニ付TN源七へ催促依頼ノ末代言ヲ委任出訴ニ及ヒシニ 八年五月六月両月間ニ返却スヘシトノ證文請取置キ期限 米五拾石買取入金貮百貮拾円差入置キ破談ト相成リ右金 原告訴フル趣意ハ明治七年八月被告MW惣右エ門ヨリ

一 四 O B

促スニ同日源七ヨリ十五ヶ年賦返済承諾済タリト答フレト Ė

被告答ル趣ハ明治七年八月原告TB角右エ門MW兼蔵 ニ付百七拾円速ニ返済センコヲ請求スルノ旨申立タリ 委任取返シ後源七ヨリ結約ヲ為シタルハ承諾致シ難キ

金ハ八年五月六月間ニ返却可致證書差出シタレトモ期限遷延 ノ折柄同八月七日TN源七ヲ以返済ヲ促カサレ内金五拾円払入

米五拾石売渡入金貮百貮拾円請取リタル後破談ト相成右

〔残リハ本年十二月迄相待呉ル、様断リ立致セトモ聞入ナク〕*タ カッコ内朱点で抹消

許諾セリ然ルニ右ハ原告ヨリ委任取返シ後ニ付此出入ニ関係 出訴ニ及ヒタルユへ原告代言TN源七へ熟談セシニ十五ヶ年賦ニ

__ 四 A

無之様申セトモ其節代言委任替ノ儀モ報知セス依テ源七

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年 (聴訟記録) 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號) について (二・完) 六三〇 (四一六)

立タリ 許諾セシ通リ年賦ノ外一時返済之求ニハ応シ難キ旨由

促ノ頼ミヲ受右ノ内五拾円惣右エ門使HB甚七ヨリ受取 MW兼蔵ヨリMW惣右エ門へ貸金貮百貮拾円返弁催 原告元代言人TN源七陳スル趣ハ八年七月七日TB角右 工門

甚七へ右願書取下ヲ相頼ム処被告代言申スニハ惣右エ門へ係リ 其砌酔中ニテ落手セシヿ不覚ヨリシテ甚七ト争論中 始末吟味ノ願書ヲ呈ス然ルニ受取リタルヿハ相違無之ニ付 原告代言ニテ金員全額出訴セシニ甚七ヨリハ五拾円横取

ト之ニ於テ年賦返納許諾ノ約定書ヲ被告人ニ差出セシニ 出訴ノ貸金年賦返納ニ承諾セハ吟味願書取下ケニモ至ルヘシ

後ノ代言MH彌一郎不同意ト申スニヨリ後悔シ右ノ趣

自首致シタル旨ヲ陳述セリ

依テ裁決スル左ノ如シ

第一條 更ニMH彌一郎へ代言依頼セシ段ハ被告人へ報告 原告ニ於テTN源七ヘノ委任ハ取返シ

申答ルニ於テハ互ニ無証拠ニ付採リ用ヒ難シ

致シ置タリト申セトモ被告ニ於テハ一切承知セサル趣

被告ニ於テハ原告代言人ヨリ差出シタル

年賦返納許諾ノ約定書ニ依リ返納至当ノ儀ニテ

四 二 A

認メタル段自首スル以上ハ代言ノ権理ヲ失シタル以後 ハ代言ノ委任差返セシ後源七己レカ非ヲ掩ハンカ為 時返済之求ニハ応シ難キ趣申立ルト雖モ右約定書

無之旧証文貮百貮拾円ノ内五拾円払済ヲ引残リ ニ付百分ノ六之利足共速ニ原告人へ払渡スへシ 金百七十円之前及ヒ期限切レタル月ヨリ金高一ヶ年

ノ新證文并ニ未タ聞届サル済口証文共結約ノ権

右

訴訟入費ハ被告人ヨリ償却スヘシ

但

四 二 B

代書人

引合人 共

明治九年一月十九日 山 \Box [縣廳 右之通申渡ス条其意ヲ得ヘシ

〔一四三A·B〕

(記述なし)

至 同 九(一八七六)年(聴訟記録)自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)	第十八大區三小區長門國	外壱人へ掛山野刈場論吟味書	外三人ョリ同大區二小區□□□ 村 農 NM	第十八大區三小區□□村地下惣代ⅠD勘介		副	***	長官 印* 課長 印** 係 松原佐久 印	〔一四五A〕【山野刈場論吟味書】 6	(±00, 11)		(記述なし)	(一回巴B)		明治九年一月十九日宣告**	人へ掛山野刈場論裁許一件帳	小區□□□□村 農 NM庄吉外壱	惣代 ID勘介外三人ョリ同大區二	第十八大區三小區□□村地下	(明治九年裁許一件帳綴中ニ在リタリ)	*明治八年第五百八拾八号	〔一四四A〕【一五】【山野刈場論訴訟】 (注:9)
)『裁判言渡及之ニ類スル書類			NM庄吉		***「松原」の丸朱印	**「進」の丸朱印	「木梨□□」の角朱印	戶 **							** 本行は朱書き						* 以下二行は朱書き	
同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六二八(四一四)明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六二八(四一四)	山野刈場論訴訟	同 林 末吉	番新居 農	同區同國同郡今畑村無	右代言人 松田 九兵衛	八百八十四番屋敷 農	同區同國同郡□□□村	(一四六A)	同 ID 京介	□□□□■番屋敷 農	同區同國同郡□□□村	同 H 初藏	□□□番屋敷 農 同	同區同國同郡□□村□□	同 ID 久吉	□□□番屋敷 農 同	同區同國同郡□□村□□	原告 ID 勘介	(一四五B)	惣代	番屋敷 農 證人百姓地下	美禰郡□□村□□□□□

□□□□村□番地 農	置儀ニテ入会可キ道理無之ハ左之通
被告 NM 庄吉	一 村界ノ儀ハ当七十歳之九兵衛十三歳之頃宮
[一四六B]	(一四七B)
同區同國同郡同村□□番地	徳坂ヨリ田代へ転居之砌リ同シ徳坂ニ罷在ルS
農	G市郎右衛門ナル者大坂廻米ノ上乗等相勤タル
同 NM 勇吉	識者ニ有之候処此者申聞ルハ二十四五年前争
同區同国同郡同村□□番地 農	論有之界場ニ転居センニハ村界篤ト記臆可シト
右代理 NM 治助	相伴イ界踏イタシタリ右ハ德坂川上之長小野井
同區同国同郡同村□□番地 同	出ヨリ大向田代カ臺山王西ケ迫長谷ノ岳ニ至リ
同 NM 與八	右山尾水分界ニ有之旨懇切相示サレ以来疆界
同區同国同郡同村□□番地 農	ト信シ居タリ尤図面書類等村ノ内ニ伝来無之事
同 NM 四十一	一 隣村ヨリ右疆界ヲ越へ 窃刈致スハ年来ノ儀ニニ
同大區三小區同國同郡□	見当ル時ハ追退ケ既ニ十三年前□□□村ヨリ
[一四七A]	〔一四八A〕
□□□村□□□□番地 農	酒ヲ差シ越刈場借用致シ度旨懇請ニ預リタルトモ
同 MK 七郎右衛門	差返シ謝絶シタリ尤書面記帳等ハ伝来無
右遂吟味候処左之通	之伝承ノミニ有之事
原告代言松田九兵衛林末吉申立候ハ居村長	一 右刈場ハ概シテ山野ト唱へ一郡内総テ無税ニテ
門国美禰郡□□村彊内ニテ山王西ケ迫桒木迫ノ	村帳ニモ記載無之仕来リニ有之候地元ニ付
儀ハ往古ヨリ長谷田代今畑ノ三小村請ノ秣刈場ニ	請場ト相心得居レリ論地之外田代臺ト唱ル処
有之他村ヨリ入込候儀不相成筈之処□□□□村	入作畠有辺タリトモ入会刈事許サル事

修道法学 四〇巻 二号 六二七 (四一三)

へ 資

料 //

同大區二小區同國同郡

ハ切疆ニ付往々窃刈致サルレトモ見当ル節ハ追ヒ退ケ

置儀ニテ入会可キ道理無之ハ左之通 、衛十三歳之頃宮

*右件々地元ニ付一手請ノ刈場ト思量スルノミニテを巴词草宮方無とヨリ従来番寸真名寸と四川の日間では、1000000000000000000000000000000000000	・ 本丁以下は未書き、 山田村ヲ併テ長谷山一体ヲ差留ラレタルヿ有之其
南ハ今田寸家則占比ハ山田寸畺占ヲ狠リ入会味之内切 疆 ナル山王西ケ迫山ト申処東ハ田代西ハ長谷之朋簽章営力無ゼニリ役弟騣朴真名朴	
刘仕来寛政度*以来聊放障無之 * 西暦一七八九~一八〇一年間,24 片木多作美才,山日木鼎克。居上,24 名	月脇村ヨリ少々出入御坐候而其已後右之オメ耳刃作均戸ニア後召使タニヺプ
** 西暦一七九六年一 刈場之儀ハ往古ヨリ入会之処寛政八年**□□	成旨申入込を不申已前AY様御領分山ニ而草下木壱荷ニテモ刈取申候様ニ不相
□□村農八郎右衛門下男新吉ナル者馬ヲ逐ヒ	出入有之此方不束之作廻御座候二付段々相
今畑村大道ヲ越五六丁程南ナル竹ノ端ト申処迠	願御了簡相成其節傍尓境立相成物
入込ムヨリ故障起リ同九年ニ至リ大道ヲ限リ徒歩	切ゟ内ニ而刈取不相成哉物切ゟ外ニ而双方
(一四九A)	共二入相ニ刈来候所ニ此度脇村ヨリ又々出入
入会ト相定和諧之末両村畔頭ヨリ為書替之約有	三五〇A)
之ルハ伝承シタレ共追々潰家有之ノ約定書	有之右ニ付下山田ヘモ刈取被差留殊之外差閊〔つかえ〕
規約不致事	申候誠ニ御一存内トハ乍申及迷惑候段
一 刈場疆界西ハ長谷之儀ハ早晩之頃ニ候貮時	御勘考被成可被遣候尤御断申筋とハ
代不分明ナレトモ長谷山之内岩ケ迫ト申処ハ兼テ差	幾重も相断可申候間刈取相成候様ニ被仰
	合丁皮量矣亡長下自日寸之義、下二一可可易

修道法学 四〇巻 二号

六二五 (四 一 一 一

用立不申テハ不相成第一牛馬育も六ケ敷彼無之其上薄地之儀ニ侯へハ少々ニ而モ下木御

不相成事二候得者御薄地二相成人家 見分トモ被遊被遣候様奉願候刈取。弥 是難儀仕候偏ニ御慈悲ヲ以御役人様方御

五 〇 B

も次第二衰至而ハ御公様ニモ不相成哉与

御勘弁被成何分宜様二被仰合前書之 乍恐奉存上気遣敷奉存候此段得与

跡山ニ入仕候節出合之老人へ直々ニ其節之

通刈取相成候様ニ奉願上候尤三拾年

此段宜敷様二御沙汰被成可被遣候奉 参リ懸リ御尋被聞召被遣候様奉願候

願候 以上

綾木村下山田

惣百姓 中

五 五 A

閏七月

畔頭

IU忠左衛門

書ノ如キモ無印之草稿ニ不過畢竟反古ニ

**右答之趣是亦申立ノミニテ証拠無之詫

*

以下三行は朱書き

本行まで朱書き

属シ憑証スルニ足サルニ付申立難相立

来候趣伝承セリ当十月ヨリ担任シタル村ニ付実 原告方戸長澄田良作相糺候処従前入会刈

入会一手ノ差別ハ不弁サレトモ山田ヨリモ刈取来リ 際見聞セス役場記載等一切無之旨申之畔頭

二 五 B

タルハ従来目撃スル処ナル旨申之 *右証言ニ依レハ実際入会来リタルハ稍拠

共二権力ナキ者トス 有ルニ似タレトモ明許ヲ得タル跡無之ニ付

(証拠か)*

受ト遣タル処同旧暦六月六日山田村之者二十人 付九兵衛等駈付双方相宥無故引取タレトモ右始末 計リ入来リ曽テ入込マサル田添ノ桒木迫マテ侵入シタルニ 鎌取上ケ本村ニ於テ見逃者ハ札銀四十三匁ノ過料可申 原告ニ於テ昨明治七年度山田村へ以後入込ニ於テハ篭

二五三A

不法之儀ト思量セリ

リ候共見逃居ルコ有之処追々伝承スルニ地方 山田村ハ切近之隣村故縁者多ク窃刈リノ者見当

以下三行 は朱書き

調査相始リ無税地ハ税地ト成リ夫々地請定ル

趣ニ付彊内之請場不埒ニ致シ置キ他日差縺

ニ有之旨申 出来セハ不宜ト心配シタルヨリ山田村へ聢ト断ラセタル儀

被告ニ於テハ昨明治七年*八月四日夜証人百姓野村 * 西暦一八七四年

立入儀差留ルニ付万一一名タリトモ刈取候地有之ニ於テハ 良吉方、今畑村ヨリ両三名差越申聞ケタルハ右秣場

二五 B

道具取上ケ札銀四十三匁過料可申受村中

無之ニ付断リ之趣承諾難致明日ヨリ刈取可申段答申 談之上同月六日従来入会ノ刈場無故可被差留筋 無洩可申通趣断リニ預リ殆ント当惑シ村中相

遣シ同月七日ノ早朝ヨリ長谷長江申処迠罷越シ草

罷出口論ノ末公裁ヲ可仰ト相約シ其場ハ引取 刈タルニ何タル儀モ無之八日同様罷越処真名今畑村挙テ

之申様ニテ当村ヨリ不法致セシ儀無之旨申 候儀ニテ従来入会之場所擅ニ相拒ムハ反テ不法

*右原告ニ於テ拒ムノ権ナク被告ニ於テ刈ル可

キノ明許ヲ得ルヿナク共ニ曲直ヲ判スルニ至

(二五三A)

至 自

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年

朱書き

以下三行は

ラス不問ニ措ク

用ノ地ニテ外ニ請場ト申程之所無之他村ヨリ入会 原告ニ於テ山野ハ田畑近傍殊ニ牛馬飼立必

相来ルヘキ場所ニ無之候間従来之通リー手持 ノ権相立相手方入込サル様裁判ヲ仰タ〔キ〕旨申之

書出タル刈場左之通リ*

本行以下は朱書き

田畠数三拾貮町九反三畝拾八歩 但シ三ケ村絵図之内ニ御座候分

家数弐拾三軒

(二五三B) 牛馬数二十四疋

山野草刈場左之涌

字山王

山王

弐町四反

同

西ヶ迫 弐町六反

笹ケ峠 兀

反

同

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について (二・完) 六二四 (四 (三 (三)

修道法学 四〇巻 二号

六二三(四〇九)

五四人 西山 六反五畝

同奥谷

桒迫 八反五畝

同

杉谷

壱町

相*木 九反

柏の俗字

同

藤ヶ迫 壱町壱反

同

前遠行 五町

五四日

先遠行 三町五反

同

御鉢山 壱反

同

段ノ山 三反

五本松 瀬戸原 壱反 壱反

〆町数拾九町

之草刈場仕出仕候 右綾木村境界迠真名村之内三ケ村 (一五五A) 明治八年十一月九日

原告代言人

同

松田 九兵衛 印

末 吉 印 *

本行まで朱書き

町余モ有之ニ付該地欠ク可カラサル掛命

朱書き 以下三行は

*右ニ依ル時ハ論地ノ外九ヶ処反別凡積十二

ノ地ニシテ入会可カラサル情態トハ看做シ難シ

(一五五B)

被告ニ於テ右山野ニハ地元ニハ無之候得共居

村切近之場所ニテ入会刈不致候得ハ即其追 立行儀不相成肝要ノ秣場ニ有之ニ付従

来之通入会刈ノ権不失地元村ヨリ不差拒様

裁判ヲ仰旨申之

ナレハ仕来リヲ以テ権利ヲ占ムルヲ得ス *其情状有リト雖モ明許ヲ得シ跡無之官有地

* 以下二行は

朱書き

依テ双方進退之権利ナキ者トシ左之涌

								(一五六B)										裁	二五六名 A	È	候也	及裁許可
至同力	同	被告	同圖	同	同圖	右代言人	同圖	В		同圖	同	同圖	同	同圖	原告	百姓	長田	裁許言渡案	A	2		然候申
同 九 (一八七六) 年 (聴訟記録)明治六 (一八七三) 年 (聴訟記録)	N M 勇吉	NM 庄吉	國同郡□□□□村 農	林末吉	國同郡同今畑村 農	人 松田 九兵衛	國同郡同田代村 農		ID 京介	國同郡同□□村 農	H 初藏	國同郡同□□村 農	ID 久吉	.國同郡同□□村同 農	ID 勘介	姓地下惣代 農	長門國美禰郡□□村 證人	条				及裁許可然候申渡案相添於伺
『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完) 六二二(四〇八)	ヘキ場所ニ無之ニ付従来ノ通一手刈権相立山	畑近傍牛馬飼立必用ノ地ナレハ他村ヨリ入会	ヲ證スル古書類一切無之ト雖モ村境内ニテ田	二有之右刈場ハ素ヨリ無税ノ公地ナレハ	タルニ付老人共駆付双方相宥引取タルハ不法	入来リ曽テ入込マサル田添ノ桒木迫迠侵入シ	遣シタルヨリ同八月八日同村ヨリ二十人計リ	〔一五七B〕	於テ見逃者ハ札銀四十三文目ノ過料可申受申	□□村エ以後入込ニ於テハ篭鎌取上ケ本村ニ	タルニ付入会可キ道理無之既ニ一昨明治七年夏	付往々入込窃刈致サル、ヲ見当ル時ハ追退置	ヨリ入込刈不相成筈ノ処□□□村ハ切境ニ	場ハ田畑続ノ所ニテ往古ヨリ請場ニ有之他村	原告訴ル趣ハ居村境内山王西ヶ迫桒木迫秣刈	山野刈場論訴訟遂吟味処	右代言 MK 七郎右エ門	同國同郡□□□村 農	〔一五七A〕	同 NM 四十一	同 NM 與八	右代理 NM 治助
六二 (四〇八)	巾	入会	テ田	ハ請場	小法	入シ	計リ		受申	17 =	年夏	退置	境ニ	他村	秣刈							

修道法学 四〇巻 二号

六二一 (四〇七)

被告ニ於テハ□□□□村ハ赤兀山ノミニテ飼田村ヨリ入込マサル事ヲ請求セリ

〔一五八A〕

シ如旧刈居タルニ八月八日今畑村挙テ押出シニ驚キ次日無故可差留筋無之趣ヲ以テ断リ返限リ刈草セシニ一昨年八月四日断リヲ受ケタル

ミニテ不法セシニ非ス刈場長谷山ノ内一時故強テ拒ムニ付公裁ヲ可仰ト約シ引別レタルノ・ガーント・フト・フー・サーミ

ニテ入会ハザンハ即今直立庁可キ義相ナラザ其辺入会タル一證ニ有之右ハ居村切近ノ刈場

障差起リ詫入タル草稿ノ古書所持セシニ依リ

ル肝要ノ秣場ナレハ入会ノ権不失様裁決ヲ仰ニテ入会ハザレハ即今迠立行可キ儀相ナラザ

一五八 B クト答出タリ

無税ノ公地ニシテ役場書類一切記載無之ニ付原被戸長及ヒ原告方畔頭ニ於テハ該地ハ元来

自由刈取ルハ目撃セシト證言セリ

確証スヘキナシ然レトモ従来現場入会原被村共

第一條

依テ裁決スル左ノ如シ

原告ニ於テハ刈場ニ入込レタルヲ見当ル時ハ追退置タ

持請場ノ証モ無之ニ付申分難相立事ルニ付入会可キ道理ナシト申立ルハ其証跡無之且ツ一手

(一五九A)

来差留ヘキ権理ヲ有スル跡無之ニ付申分難相立事原告ニ於テ明治七年八月八日入込レタルヲ不法ナリトノ申立ハ元

第三条

場所ニ無之トノ申立ハ其書上中論地ヲ除ノ外刈場九原告ニ於テ田畑近傍牛馬飼立必用ノ地ニ付他村ヨリ入会ヘキ

ヶ所反別凡積十二町余モ有之ニ付入会不相成必用ノ地トノ

申分難相立事

第四條

ニ付従来入込マサル申分難相立事原告ニ於テ其戸長畔頭目撃ヲ以テ入会タリト証言スル

〔一五九B〕

第五條

被告ニ於テ一証トシ差出ス処ノ古草稿ハ閏七月トノミ記シ無印

ノ反古ニ付証拠ニハ不相立事

第六條

ニ付入会採ニハ不相立事

被告ニ於テ仮令従来入込刈来ルトモ入会ヲ許サレタル証無之

第七條

元) 六二〇(四〇六)	同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六二〇(四〇六)明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六二〇(四〇六)	至 同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁3自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁3
* 欄外左側上部に朱書き	七年六十八号*	M米吉へ係ル塩濱代金取戻
П	被告 NM 米吉	吉兵衛ヨリ同大區同郡同村 農 N
** 朱線により抹消	□□居住 農	第拾壱大區吉敷郡□□村 商 TN
□番屋敷	濱代金取戾之訴** 同縣同区□□□□	
六 衛	原告 TN 吉兵衛	
商	□□番屋敷□□居住	[一六一A] 【一六】 【塩濱代金取戻之訴】
小区□□	山口縣第拾一大区八小区□	(注533)
	申渡	
***「高野」の丸朱印	裁許按	
**「進」の丸朱印		
少属 印***	掛高野小	(記述なし)
「木梨」の丸朱印	長官 印 課長 印**	[一六〇B]
	□ ☆□ (註6)	
	(記述なし)	山口縣廰
	(一六 B)	
		明治九年一月十九日
		[一六〇A]
	明治七年第六十八号	但シ 訴訟入費ハ規則之通原告ヨリ償フヘシ
* 以下二行は朱書き	(裁許一件帳綴中ニ在リタリ)*	之ニ付原被トモ刈草不相成事
	権理無 之訴裁許一件帳	右双方無証拠ナル上ハ無税ノ官有地ヲ進退スヘキ権理無

修道法学 四〇巻 二号

六一九 (四〇五

_ 六二 B

原告ニ於テハ明治四年九月被告NM米吉所 其方共塩濱代金取戻之訴答〔一件〕*遂審理処

カッコ内

二文字削除

五円払ヒ渡スヘク定約ニテ永代売渡証書請 債有之分半方三百九拾円引請ケ残金百九拾 得致シ尤右濱一枚ニ当リ金七百八拾円他ニ負 有ノ塩濱半枚代金五百八拾貮円ニ取極メ買

之追々代金払入其后同五年十二月ニ到リ被告ヨリ

ノ示談ニ任セ右濱地売戻スニ依リ決算前用

撫ノ分引去リ残金八拾五円九銭六厘五毛返済

ヲ請度旨申立テ

__ 六三 A)

被告ニ於テハ濱地買戻ス上ハ原告請求スル金高

間勝手ニ作德致ス訳ニ付加調金トシテ百円請取 返弁ス可ク道理ナレトモ左スルトキハ売渡中一ヶ年

申立タリ因テ判決スル左ノ如シ 度猶売渡証文但書断抜等ノ所業有之旨

第一條

起テ示談ヲ遂ケ買戻シニ破約セシ上ハ現今ニ 無ク素ヨリ証書判然売渡ス者ナルヲ被告ヨリ 段申立ルト雖モ其間加調掛ノ定約更ニ之レ 於被告塩濱売渡中加調金トシテ百円請取度

二 六四B

(記述なし)

(一六三B)

リ払込濱代決算前金八拾五円九銭六厘五毛利 息定メ記載ナキヲ以テ出訴ニ及フ日則明治七年 到リ加調金ヲ請求スル権利無之依之原告ヨ

四月九日ヨリ已来法律上ノ利息一ヶ年百分六ヲ

以元利計算ノ上被告人ゟ速ニ償却スヘシ

第二條

証文切抜ノ義ハ此度訴訟ノ金高ニ関係無之

ニ付追テ其筋ノ吟味ヲ請ヘシ

訴訟入費ハ被告人ニ於テ弁償スへシ

右 代書人

右之通申渡セシ間其旨心得ヘシ

二 六四A

二月七日* 山 П

明治九年

縣

「七日」は朱書き

至 同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡	同國佐波郡三田尻村 商	被告人 KM 喜兵	同國同郡□□村 士族	原告人 YT 義介	周防國熊毛郡□□浦 商	裁許言渡案		(主)6)		(記述なし)	(一六五B)		(明治九年裁許一件帳綴ニ在リタリ)	明八第四百三拾四号訴************************************	酒造株取戻一件裁許	士族 KM喜兵外壱名へ掛	義助ヨリ同大區五小區□□村	第六大區四小區□□浦 商 YT	明治九年一月十七日宣告* * 本行			〔一六五A〕【一七】【酒造株取戻済口違約ノ訴】 (音66)
(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六一八(四〇四)	土藏ハ	三十日返済本物引渡シノ熟談整ヒ四月十日解訟シタリ然ルニ家屋	毛四月	出訴シタルニ付被告方計算シテ未済金五百拾壱円六拾三銭九厘八	廿四日	返仕法相立呉タル末年数相立ニ付屡々清算ヲ促スニ不果昨年二月	差	シ尚年々酒場取「繕トシ三百匁宛預ヶ置追年消尽セハ右酒造場可	斬々引落	年三朱三昧三拂利付トシ新小作人ヨリ債主江納ムル小作金ヨリ	九厘ハ	厘ハ元利留トシ八百五匁三分九厘返却シ残七拾七貫三百八拾七匁	壱	以下二行は朱書き 決算シテ銭九拾二貫八百九拾壱匁七分ヲ得内拾五貫五百四匁六分	負債ヲ * 西暦一八四九年	直小作セシ処亡父常藏ニ至リ嘉永二年*十二月小作ヲ返シ当時ノ	原告訴ル趣ハ祖父八右エ門所持ノ酒造場被告祖先エ質入レ	(一六六B)	本行は朱書き 右酒造株取戻済口違約訴訟審判スル処	被告人 KM 雅	同國熊毛郡□□村 士族	右代理人 中國 喜兵衛

修道法学 四〇巻 二号

先年改作シテ計算外ニ付引渡サスト拒メリ右ハ約定中年々三百匁

一六七A

宛預ヶ置取繕予備金有ルヨリハ計算外ノ筈無之キニ聞入サルハ不

ニ付七月三十一日再訴セリ然ルニ被告所蔵勘定古帳調査ヲ許サレ

披見セシニ 輙 チ納得シ難キハ左ノ三項ナリ

普請入費ハ幾何ニシテ何等ノ家作ヲナシ三百匁宛ノ預ヶ金ヲ

引タルヤ

旧家屋土蔵ヲ売却セシ代価幾何ナリヤ

ラハ父常藏工商議シ不足金貸渡ノ證書取置へシ小身常藏力 同売払代価エ予備三百匁宛ノ積金ヲ合シ尚改作ノ費用ニ不足

応ノ作事シテ済スヘキニ債主数寄ノ改作シ且旧材売却ノ金高

差引カス即今ニ至リ負債高ニ加算スルハ承諾シ難シ依テ予

備売却ノ金員ニテ充足セシト見做シ譬ヒ不足相生スル共償却 ノ義務有ルナシ

右前後約定ニ違フハ不条理ニ付四月十日結約ノ通リ金五百拾壱円

返シニテ受取文 * 西暦(津6) 被告相答ル趣ハ祖父ノ代文化十二年*七月五ヶ年本物 ケント請求セリ 西暦一八一五年 [ほんもつ]

六拾三銭九厘八毛ヲ以テ酒場地所建物諸器械ニ至ルマテ悉皆引受

政十二年**七月改テ売切ニ受取直小作為致来ル処嘉永二年***十

二月原

告父亡常藏追々引負高嵩ニ付小作断ル折柄旧来ノ家業ニ 離ル、ヲ憫諒シ父共申合彼カ負債償却ノ仕法建遣セシハ若干ヲ

*** 西暦一八四九年 ** 西暦一八二九年

元利留ニシ残若干ハ新小作人ヨリ全ク手取金ニテ漸々引去消尽ス

(二 六八A)

ルノ末ハ酒場一切差遣スヘシ但漸済ノ残金額ニ年三朱三味三拂

利

多分 息ヲ加算シテ所得トシ其他 ノ冗費ニテ些少ノ德金 輙 ク消尽ノ期ニ至ラス其旨申答置クモ本 ノ不足ヲ生スルハ固ヨリ不関〕*作德金ハ悉皆原告負債ニ宛シモ 〔内酒場ノ番頭手代ノ支給ヲ払ヒ多分 カッコ内朱線にて抹消

ニハ無之トモ 原告ノ請求ニ依リ四月三十日ヲ期シ右金請取本物 四月遂ニ相告ラレ計算シテ五百円余ト決定シ未済中可差返約定

返却

ノ新約定ヲ結ヒタリ右ハ旧来受ノ引品ノミノ計算ニテ家屋土蔵ニ

可シト

疾ク廃頽シ安政四年**已来新規改作ナレハ計算外ニ措キ他日取除

** 西暦一八五七年

可渡 思量セシニ原告ニ於テ其分モ引渡サ、レハ既ニ烏有***タル古屋ヲ

全く無いこと(『広辞苑』)

抔難題申掛終ニ着落セス再ヒ告被レタリ右家藏ラモ併セテ請

一六八B

求セントナラハ年々収領セシ德金内ヨリ悉皆差引本根タル約定書

ノ通

引サルハ当時常藏ニ管理セシメ専ラ進退シタルニ付古材ノ用立分 リ消尽ノ上引渡可シ即古帳十八冊ヲ用テ計算ス古家売却ノ代価差

キハ一証也又改作入費ヲ予算シ古屋払代三百匁積金ニテ不足アレ 改作ニ再用シ廃材ハ自分売却シタラン差出セシ勘定書ニ其事ナ

常藏ト商議スヘシト右ハ当時専任ニテ普請成就セリ常藏筆記ノ書

テ徴スへシ何ソ商議セサランヤ況ヤ酒場ハ預リ物ニ無之買切タル

所有

物タルヲ厚誼ヲ以テ行末引渡スノ仕法ヲ建遣シタレハ預リ質物

右計算残金四百拾貮円拾三銭壱厘六毛ハ酒場差引未済ナリ金 般ノ責問ヲ受ヘキナシ

至 自

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年

(聴訟記録)

二 六九A

六百拾壱円四拾貮銭五厘ハ改作入費ナリ金八円三拾四銭六厘五毛

百匁宛積高ヨリ取繕代差引ノ不足高ナリ金百四拾八円四拾

1銭三厘

二三

小作人ヨリ常藏エ渡シタル德金内引也合金千百八拾円三拾銭六厘

毛未済ナルニ付漸消相済マハ速ニ差遣スヘケレトモ未タ其期不

来

ト答弁セリ

依而 裁決スル左ノ如シ

第一條 原告ニ於テ酒場取返シヲ請求スル約定証書ハ該場既ニ文

政

西暦一八二九年

十二年*永代売渡證ヲ以テ我所有ノ権ヲ譲リ十ヶ年間加調預ケヲ

受ケ続テ嘉永二年**ニ至リ加調金滞負債嵩ニ堪兼預リヲ返却シ所(注8)

西暦一八四九年

有者ヨリ別人ニ預ケントスルノ際旧来ノ情好ヲ以テ更ニ新加調収

二 六九B

スヘキ金数悉皆ヲ恵与シ以テ負債ノ償却ニ宛シメ追年消尽スルニ

至ッテ

酒場ヲ還付センヿヲ許諾セラル、者トス

『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』 (民事第一九號) について (二・完) 六一六 (四〇二)

面ハ原告ヨリ渡スヘキ金数アリト雖トモ被告ヨリ渡スヘキ物品明

西暦一八七五年

細書ナク

ス 酒造株ト記載スルマテニテ物品ノ数額ヲ請求スルニ効ナキモノト

ナリト ノ義ヲ不当ト為シ陳述スル三項ハ既已ニ所有ノ権 ラ譲り 「テ後

原告〔二〕於テ被告建家土蔵ハ先年改作セシニ依リ計算外

第三條

恩恵

二七 〇 A 結約ナキニ付前約ノ建家土蔵ハ朽滅シ従テ其義務モ消散セシ者 以上ハ仮令ヒ旧材ヲ以テ僅ニ新築ヲ補フトモ其際所有ヲ決スル ノ証書ヲ受ケシ後双方合議シテ頽廃ノ旧屋ヲ破毀スルノ憑拠アル

トス現在ノ建家土蔵ハ被告ノ自費新築ニ係リ更ニ所有ノ権ヲ占

土蔵ノ頽廃スルモ新築シテ保存セシメト迄請負タル証跡無之ニ付 明文アルヲ以テ新築費モ額内ナリト申立ルハ即取繕ノミニテ建家 況ンヤ毎年収領セラル、三百匁ノ金額ハ証書面酒場取繕ニ供スル

族

KM喜兵外一人二掛酒造株取戻一件吟味書

第六大區四小區□□浦

商

第四條

旧新混同セシ原告申分難相立

金数ヲ償却シ新築家屋土蔵ヲ除キ自余該場ノ地処器械併テ

右ノ次第二付原告(三)於テ明治八年四月十日受授証書

但シ 訴訟入費ハ規則ノ通原告人ヨリ償フヘシ

右

代書人共

右之通申渡条其意ヲ得ヘシ

明治九年一月十七日

二七〇B

Ш \Box 縣

廳

二七一人 【吟味書】

課長

長官

印

印 *

係

松 原 佐

久 印***

「不明」 の角朱印

副

** 「進 の丸朱印

YT義助ヨリ同大區五小區□□村 士 *** 「松原 の丸朱印

□□□番地借居

商

第六大區周防国熊毛郡

酒造株取戻済口違約訴訟 原告 Υ Т 義 助

98

同大區五小區同国同郡□□村	呉タル末	
〔二七一B〕		
□□□番地 士族	覚*	* 本行以下、朱書き
被告 KM 喜兵	一 銭九拾貮貫八百九拾壱匁七分	73
第九大區五小區同国佐波郡	右惣仕詰高之分	
□□□村□□□□■番地 商	拾五貫五百四匁六分壱厘	
右代理 N K 喜兵衛	□七二B〕	
第六大區五小區同国熊毛郡	元利留ニシテ差置可申分	
□□村□□□番地 士族	残七拾七貫三百八拾壱匁九厘	
被告 KM 雅	内	
	八百五匁三分九厘 酉 九日	九月廿日
右一件遂吟味候処左ノ通リ	右加詰三朱三味三拂利ニシテ加調銀ヲ以テ相調其内ヨ	ア加調銀ヲ以テ相調其内ヨリ
(一七二A)	年々酒	
一 原告申立候者祖父八右エ門所持ノ酒造場被告祖先江質入シ直	場取繕トシテ三百目宛預ケ置可申事	可申事
小作セシ処	右歎出二付前書之通仕組致候間貸銀皆済相成候節酒場差	貸銀皆済相成候節酒場差
亡父常藏ニ至リ嘉永二年十二月小作ヲ返シ当時ノ負債ヲ決算シテ	返可申為後證一札差出置申処如件	祥
銭九拾	嘉永二年ニ当ル	
貮貫八百九拾壱匁七分ヲ得内拾五貫五百四匁六分壱厘ハ年三朱三	酉ノ十二月 KM	武右工門 印
味三拂	(一七三A)	
利付トシ新小作人ヨリ債主江納ムル小作金ヨリ漸々引落シ尚年々	KY	小兵衛 印
酒場江	YT 八右エ門 殿	
取繕トシ三百匁宛預ヶ置追年消尽セハ右酒造場可差返仕法相立	仝 常藏 殿*	* 本行まで朱書き
至 同 - 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル	(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六一四(四〇〇)	. 完) 六一四 (四〇〇)

年数相立ニ付屡々清算ヲ促スニ不果本年二月廿四日出訴シタルニ

済本物引渡シノ熟談整ヒ四月十日解訟シタリ 告方計算シテ未済金五百拾壱円六拾三銭九厘八毛四月三十日返

印紙

證

酒造株

本行以下朱書き

右酒造差縺ニ付聴訟課へ出訴相成候処御理解ニ基キ於干 下熟談相調来ル三十日限リ金五百拾壱円六拾三銭九厘八毛ノ

辻請

二七三B

證ハ未タ御下ケ渡無御座ニ付取下ケ次第渡方可致候右日限マ 方致シーツ書ノ酒造株引換ニシテ相渡可申尤根御鑑札並地券

届印ヲ取付相渡可申処相違無御座候為後證山口代書人□□ □□奥書印形御印紙貼用懸ケ印相調進置申処如件

御下ケ渡シ無之節ハ永代売渡證文相調地下御役坐奥書聞

K M K M 武右工門

印

明治八年四月十日

Y T 義助 殿

然ルニ家屋土蔵者先年改作シテ計算外ニ付引渡サスト拒メリ右ハ

雅 钔

本行まで朱書き

約

定中年々三百匁宛領置取繕予備金アルヨリハ計算外ノ筈無之

二七四A

キニ聞入サルニ付七月三十一日再訴セシ旨申之

被告相答候ハ祖父ノ代文化十二年七月五ヶ年本物返シニシテ

取文政十二年七月改テ売切ニ受取

永代売渡酒場之事*

本行以下朱書き

酒場 壱軒

中略

奉存候只今ヨリ諸境目諸道具其外相改引渡申候間永々 ヲ以テ永代御買得被下代銭慥ニ受取公借等有付仕不浅忝 右上納方差添酒場御買得ノ儀致御頼候処寺社祠堂銀

此代八拾文銭四拾貫目定

二七四B

売券状相調進置申処如件

文政十二*
丑ノ七月

御存分御支配可被成候為後證之親類加判御役判取付

Y T 八右工門

判

西暦一八二九年

藤四郎 判

— 100 —

(一七五人) (一七五B) 等ニ至ル迄預人ヨリ堅固ニ相調可申候近年加調銭相滞 限リニシテ預リ申処実正也然ル上ハ和市連銀其外諸上納足設* ニ付当秋ヨリ御手酒造ニモ可被成之所段々御頼仕前段ノ通 右御抱室積浦築村屋酒場丑ノ八月ヨリ亥ノ七月迠拾ヶ年 酒場 至 自 右前書之通相違無御座候 同日 同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年 中 預リ申酒場之事** 國光 略 喜兵 畔頭 受人 親類 年寄 庄屋 E M YT 八右エ門 I U S (聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六一二(三九八) 以上 七兵衛 善右エ門 六右エ門 幸之助 判 判 判 ** 本行以下朱書き 判* 判 本行まで朱書き [一七六A] 債嵩ニ付小作相断折柄旧来ノ家業ニ離ルルヲ憫諒シ 直小作為致来ル処嘉永二年十二月原告父亡常藏追々負 地下御役御奥判取付進置申処如件 断立無御座候為後證之預リ状相調親類加判受人加判 売券證文前以テ何時モ御入込御付取相成候テモ少モ御 忝全忘却不仕御腰書之通夫々御物切堅固ニ相調可申候 代銀ヲモ御仕組被成下直様私へ御預ヶ被仰付御心入千萬 右前書之通相違無御座候 文政十二丑ノ 酒場此度御引渡シ可仕之処相違無御座依テ 覚 ** 八月 預り人 同 受人 親類 畔頭 以上 YT 八右エ門 E M I U 〇T 卯兵衛 S YT 八右工門 長 善右エ門 藤四郎 六右工門 判 幸之助 ** 本行以下朱書き * 本行まで朱書き 判 判 判 判

修道法学 四〇巻 二号

札差出置申処如件 嘉永二酉ノ

本人 Y T 常藏 判

証人 I U 善右 彦左エ門 門 判 判

KM御両家 様

御歎申上候事

渡シ仕候段勿論ノ儀ニ御座候右ニ付当日ヨリ除屋仕筈 此度酒場御引渡シ仕候ニ付居家有掛リ不残御引

仰付難有仕合ニ奉存候然ル上ハ当日ヨリ除屋心配仕度 ノ処格別ノ御心入ヲ以テ来春迠居懸之通御貸延被

春ニ至リ聊御歎申間敷候依テ受人加判相調一札

[一七七A]

差上申処如件

嘉永二酉ノ

本人 Y T

常藏

受人 I U 善右エ門 判

同 彦左エ門 判

KM御両家

様* 本行まで朱書き

父共申合彼カ負債償却ノ仕法建遣内若干ハ元利留ニシ残若干ハ新

小作人ヨリ全ク手取徳金ニテ漸々引去消尽スルノ末ハ酒場一切差

遣スヘシ

但 漸済ノ金額ニ年三朱三昧三拂

(内酒場

ノ利息ヲ加算シテ所得トシ其他

ノ番頭手代支給ヲ払ヒ多分ノ不足ヲ生スルハ固ヨリ不関〕**作德

告負債ニ宛テシモ多分ノ冗費些少ノ德金輙ク消尽ノ期ニ至ラス其 金ハ悉皆原 カッコ内朱線で抹消

一七七B

答置クモ本年四月遂ニ相告ラレ計算シテ五百円余ト決定シ未済中

可差返

返却 約定ニ無之トモ原告ノ請求ニ依リ四月三十日ヲ期シ右金請取本物

ノ新約定ヲ結ヒタリ

本行以下朱書き

金四百五拾壱円三拾三銭九厘七毛

不残就印

右此度酒造株差縺之儀ニ付代言人YN清次ヲ以テ聴訟

課へ出訴候処御理解ニ基キ於下ニ熟談之上一ッ書ノ金子

仕御約定相違無御座候其節ニ至リ金子皆済不得仕節 来ル三十日限リ酒造株其外右道具一件引換ニシテ払方可 ハ右酒造株揚ケ状ニ不及直様渡方可仕候間御存分ニ御

支配可被成候其節ニ至リ一言否御断立申間敷候依テ山口

代言人YN清次代書人渡辺里助殿為後証奥書印形相

調御印紙貼用掛印相調差上申処如件

YT 義助

判

明治八年四月十日

K M 雅 殿

K M 武右工門 殿

本文ノ趣ヲ以御存分ニ御取捌可被成候其節ニ至リ一言 前書ノ通相違無御座候万一日限及遅滞候節

否申上間敷段私共両人御請合仕候依テ奥書印形相調

二七八B

申候 以上 同日

W B 里助 印

Y N 清次 飣

記

金六拾円三拾銭壱毛

但 元利共ニ右ノ辻

相違候ハ、払方可仕候為後證一札如件 様被申聞候処右ハ新川屋其外懸引詮議ノ上無 右万延元申年ヨリ夏秋上納銀ノ分御取替相成候

Y T 義助 钔

明治八年四月十日

至 自

同九(一八七六)年明治六(一八七三)年

(一七九A)

K M

殿

K M 武右工門 殿

本行まで朱書き

来新規改作ナレハ計算外ニ措キ他日取除可シト思量センニ原告ニ

右ハ旧来引受品ノミノ計算ニテ家屋土蔵ニ至テハ疾ク頽廃シ安政

四年已

於テ其 分モ引渡サ、レハ既ニ烏有タル古屋ヲ可渡抔難題申掛遂ニ着落セ

ス再

ヒ告ラレタリ右家藏ヲモ併テ請求セントナラハ年々収領セシ德金

内ヨリ

悉皆差引本根タル約定書ノ通リ消尽ノ上引渡可申即古帳十八冊

用テ計算スル旨申之

計算書別ニ在リ*

本行朱書き

原告ニ於テ再訴ニ付被告所蔵勘定古帳調査ヲ許サレ逐一披見

セシニ輙

一七九B

ク納得シ難キハ左ノ三項ナリ

普請入費ハ幾何ニシテ何等ノ家作ヲナシ三百目宛ノ預ヶ金

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六一〇(三九六)

ヲ差引タルヤ

旧家屋土蔵ヲ売却セシ代価幾何ナルヤ

同売払代価江予備三百匁宛ノ積金ヲ合シ尚改作之費用ニ不

足アラハ父

常藏江商議シ不足金貸渡ノ證書取置ヘシ小身ノ常藏カ相応

作事シテ済スヘキニ債主数寄ノ改作シ且旧材売却ノ金高ヲ

差引力

ス即今二至リ負債高ニ加算スルハ承諾シ難シ依テ予備売却

ニテ充足セント看做シ譬不足相生スルトモ償却ノ義務有ル

右前後約定ニ違フハ不条理ニ付四月十日結約之通金五百拾壱円六

銭九厘八毛ヲ以テ酒場地所建物諸器械ニ至ルマテ悉皆引受ケント

二八〇A

スル旨申之

被告ニ於テ古家売却ノ代価差引カサルハ当時常藏ニ管理セシ

メ其進退ヲ任セシニ付

古材ノ用立分ハ改作ニ復用シ廃材ハ自分売却シタラン差出セシ

勘定書ニ其事ナ

キハ一証ナリ又改作入費ヲ予算シ古屋払代及ヒ年三百匁之積金

ニテ不足アラハ常藏ト

徴スヘシ何ソ商 商議スヘシト右ハ当時常藏専任ニテ改作成レリ筆記ノ書類以テ

議セサランヤ矧〔いわ〕ンヤ酒場ハ預リ物ニ無之買切タル所有物

ナルヲ厚誼ヲ以テ行末

引渡スノ仕法ヲ建遣シタレハ預リ質物一般責問ヲ受ヘキナシ

一 札銀貮百五十目

一八〇B

但 酒蔵損シノ分取除賃銀右ノ辻

外二九匁四分 日用増ノ分

メ貮百六拾壱匁九分五厘

貮匁五分五厘

羽縄壱束ノ代

十七本

杉間物 七十本

同

同 十三本

代正銀壱貫六百三十八匁七分五厘

拾貮匁九分三厘 右常藏事蹟

本行まで朱書き

本行以下朱書き

右計算残金四百十二円十三銭一厘六毛ハ 酒場差引未済ナリ金六

十一円四十二銭五厘ハ 改作入費ナリ金八円三十四銭六厘五毛ハ

三百匁宛藉

常藏へ渡シタル徳金内引ナリ合金千百八十円三十銭六厘一毛未済 高ヨリ取繕代差引不足高ナリ金百四十八円四十銭三厘小作人ヨリ

右原告 ニ付漸消相済テ速ニ差遣スヘケレトモ其期未来旨申之 〔ニ〕於テ酒場取返シヲ請求スル約定証書ハ該場既

二文政十二年永代売渡證ヲ以テ我所有ノ権ヲ譲リ

調金滞負債嵩ニ堪兼預リヲ返却シ所有者ヨリ 十ヶ年間加調預ケヲ受ケ続テ嘉永二年*ニ至リ加 * 西暦一 八四九年

別人ニ預ケントスルノ際旧来ノ情好ヲ以テ更ニ新加

一 八 一 B

十日双方受授スル証書面ハ原告ヨリ渡スヘキ金数アリ 許諾セラル、者ニテ明治八年出訴審問中対談解訟四月 二宛シメ追年消尽スルニ至テ酒場ヲ還付センヿヲ 調収領スヘキ金数悉皆ヲ恵与シ以テ負債

スルノミニテ物品ノ数額ヲ請求スルニ効証ナキ者ナリ又建家 ト雖モ被告ヨリ渡スヘキ物品明細書ナク酒造株ト記載

ハ既ニ所有ノ権ヲ譲リテ後恩恵ノ証書ヲ受ケ置タ 至 自 同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年 (聴訟記録) 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號) について (二・完) 六〇八 (三九四)

決スルノ結約ナキニ付前約ノ建家土蔵ハ朽滅シ従テ ハ仮令旧材ヲ以テ僅ニ新築ヲ補フ跡アリトモ其際所 レトモ後年合議シテ頽廃ノ旧屋ヲ破毀スルノ憑拠アル以

自費新築ニ係リテ特別ニ所有ノ権ヲ占メ旧新混淆ナル 其義務モ消散セシ者トス現在ノ建家土蔵

ヲ以テ新築ノ費モ額中ナリト申立ルハ取繕トノミニテ建 ル、三百匁ノ金額ハ証書面年々酒場取繕ニ供スル明文アル 原告申分ハ難相立且ツ原告ニ於テ毎年被告ニ収領セラ

蔵ヲ除キ自余該場ノ地所器械ヲ併テ被告人ヨリ 受取原告請求ノ条件申分難相立ニ付訴訟入費ヲ弁償 四月十日受授証書ノ金数ヲ償却シ新築建屋土 跡無之ニ付是亦申分難相立依テ原告〔三〕於テハ明治八年 家土蔵ノ頽廃スルモ新築シテ保存セシメト請合タル

セシムル等別紙言渡案之通及裁許可然哉相伺候 二八二B

明治九年一月

也

依テ判決スルコ左ノ如シ

金数悉皆ヲ恵与シ以テ負債ノ消却ニ宛シメ追年 負債嵩ムニ堪兼預リヲ返却シ所有者ヨリ別人ニ預ケ 年間加調預ケヲ受ケ続テ嘉永二年ニ至リ加調金滞 文政十二年永代売渡證ヲ以テ我所有ノ権ヲ譲リ十ヶ 原告ニ於テ酒場取返シヲ請求スル約定證書ハ該場既ニ 消尽スルニ至テ酒場ヲ還付センヿヲ許諾スル者トス ントスルノ際旧来ノ情好ヲ以テ更ニ新加調収領スヘキ

(一八三B)

品ノ数額ヲ請求スルニ効證ナキモノトス 渡スへキ物品明細書ナク酒造株ノミ記載スルマテニテ物 ス證書面ハ原告ヨリ渡スヘキ金数アリト雖モ被告ヨリ 明治八年出訴審問中対談解訟四月十日双方受授

頽廃ノ旧屋ヲ破毀スルノ憑拠アル以上ハ仮令ヒ旧材ヲ 外ナリトノ義ヲ不当ト為シ陳述スル三項ハ既已ニ所有 原告ニ於テ被告家屋土蔵ハ先年改作セシニ依リ計算 ノ権ヲ譲リ続テ恩恵ノ證書ヲ受シ後双方合議シテ

以テ新築ヲ補〔フ〕モ其際所有ヲ決スルノ結約ナキニ付證書

告者ヨリ支給スルヲ以テ所有ノ権ヲ全存セリ将又毎中ノ物件已ニ消滅セシ者ニテ殊ニ自余ノ新築費ハ被 修道法学

年被告収領スル三百匁ノ金額ハ證書面年々酒場取 二加入スルモノニ非ラス依テ双方申分採用不相成 繕ニ供スル明文アル定額ニテ過不足アルモ別途計算

第四條

土蔵ヲ除キ外物品ヲ被告人ヨリ受取ルヘシ 前約定ノ利子ヲ加算シ原告人ヨリ消却シ新築家屋 右ノ次第ニ付明治八年四月十日受授證書ノ金数ニ従 訴訟入費ハ規則ノ通リ原告人ヨリ償フヘシ

(二八四B)

右

代書人共

右之通申渡条其意ヲ得ヘシ

明治九年一月

日

山口縣廳

〇 八五A

松原 佐久

第四條 二八五B 第三條末項将又以下ハ被告人ノ預リ額ニテ新築費ニハ 然ルニ四月三十日限後ノ利子ヲ加算セヨト令セハ利ニ利ヲ サル可カラス故ニ本紙ノ如ク改テ何如 同一スルニ付反テ原告ノ額内ナリト云ヲ拆言セ 築費ハ該額内ノ者ニ非スト令セハ已ニ被告ノ申分ト 求メントナラハ其費用ヲ清算セヨト請タル者ニテ原 故ニ熟談成リタル五百何円ト見認メ尓後ノ利子ハ措 加フルヲ識ヘカラス況ンヤ其額モ真数ナリト決シ難シ ト修繕予借ヨリ扣除スヘキ者ト信シタルニ非ス今新 十日双方熟談ノ決算ハ家屋土蔵額外ナルニ原告強テ 不足ナリト具申スルヲ擯斥シタシ令辞ナラン然ルニ四月 テ不問方可然乎何加 熟談ニ成リタル決算ナレハ利額モ亦在中セシナラン [一八七A] 〔一八六A〕【一八】【預ヶ米引渡シ違約之訴 (一八六B) (記述なし) 綴中ニ 在リタリ 明治八年第十七号裁許 奉 早川 貞祐 印** 「聴訟課印」の角朱契印

同九(一八七六)年明治六(一八七三)年 (聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について (二・完) 六〇六 (三九二)

豊岡縣管下丹後國加佐郡□□村 KD市右ヱ門ヨリ当縣宦下周防國熊

商

の丸朱印 の丸朱印 の角朱印 の丸朱印

至 自

リ難シ故ニ云々ト改ム

猶亦再検ヲ請候也

右ニ付聊愚見ヲ折衷シ前言渡ノ如ク杜撰候条

追

第四條二物品ト有之如シ造り込有ル醸 酒ニ及ハンモ計

長宦

印 *

印 *

大属**

*

***「進 ·「不明_ 「木梨」 「不明」

進

十六

印**

**「はや川」の丸朱印

/ 資

料\/

修道法学

四〇巻

二号

六〇五 (三九一)

取ニ遣ス処大坂相場ニテ買取度ナト申立不相渡趣 預ヶ置為替金七百五円借受ケ同五年申ノ八月元利諸 リ今一船登リ便迠猶予周旋ヲ書中ニテ喜兵ヱヘ 尻江入船掛ヶ合候得トモ日延ノミ申断リ到底七月ニ至 船問屋MI屋喜兵ヱ江托シ置キ帰県同五月三田 同五月迠猶予之儀受人俱々断リ頼ムニ依リ三田尻 置同六年酉ノ三月市右ヱ門自身積取リニ罷越ス処 重吉報知致セトモ冬向廻舩難渋故無余儀差延 證書請取置キ同年九月船頭重吉ヲ以テ右米請 金七百五十円月別壱歩二朱利付ニシテ借受ケ約定 庄内米八百二十俵ト取替同蔵入ニシテ預ヶ置キ為替 双方之都合ヲ以テ同所問屋KY屋勇吉受人ニテ立会 役トモ合算八百円ト永三十壱匁四分相渡シ可請取ノ処 旧山口藩室積浦ニ有之蔵入之名目ニシテ吉右ヱ門

判被成下度段申立之 当時米価之相場ヲ以テ現金償ヒ呉候様御裁 テ罷越シタル参リ掛リニ付現米引渡ス歟無左 年三月一旦御訴訟申上就中帰県当度代理トシ

八月柴田米庄内米二 テ三百八十八石三斗九升四合之计

西暦一八七一年

手形之事。

本行より朱書き

庄内御蔵米八百二十俵也

此舛詰三百八十八石貮斗壱升 此為替金七百五十両也 1世 月別壱歩二朱之利足

右之通御蔵入ニ シテ慥ニ預リ置キ申候処実正也

一八九B

申*八月廿二日 B G 屋 吉右ヱ門

可申候為後日請人相立手形進置候処如件 然上ハ御積取之節為替金元利引替ニシテ相渡シ

明治五壬申(一八七二)

年

KY屋

KT屋市右ヱ 門殿

達相成兼暫猶予執成呉候様M I屋喜兵 明治六年七月**吉右ヱ門ヨリ大金之儀ニ付至急調 ** 西暦一八七三年

衛へ 依頼書アリ***

*** 本行まで朱書き

二九〇A)

通稱BG屋吉右ヱ門ト唱へ 来リ明治六年十一月死去 被告人鹿之助申立候ハ 養父TN常藏船問屋

ニ付跡式養子ニ自分相成リ候原告人豊岡縣加佐郡

至 自

第十四大區□□村 商 KD市右ヱ門江 明治四年未之

十九俵之辻預リ置キ為替金相渡シ置同五年申ノ八 八月柴田米三百七十九俵庄内米三百八十俵合テ七百五

月*右米ヲ庄内米八百二十俵ト買替之都合ニ テ為替

同年十月順風丸重吉入船右手形前ヲ以テ現米可 金七百五十円月別一歩二朱利付ニシテ手形相渡シ置

* 西暦一八七二年

砌重吉大坂江預ケ置ク処之庄内米可売払由ニ付其直 受取様申立候得共買替米払底ニテ積入不相成其

段ヲ以テ仕切勘定可致トノ手形重吉へ 相渡候故 米無之儀ヲ承知不致ル事ハ有之間敷其後一向積

相成段申立之

委敷書類無之身代モ窮迫之事故一時弁金難

添手形*

本書手形預リ米此度御積取り間ニ合兼候ニ付 本行以下は朱書き

相成候ニ付追テ御売捌直段ヲ以テ無間違仕切 テハ 先達テ十吉殿御積登リ之庄内米大坂預ケニ

二九一A

勘定可仕候依テ為後日一札相渡置申処如件

同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六〇四(三九〇)明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六〇四(三九〇)

Τ N

七百五十円月別壱歩二朱利付之分明治五年八月 庄内米八百二十俵舛詰三百八十八石三斗壱升六合為替金 其方共預ヶ米引渡シ違約之訴遂吟味処左ノ通 原告大橋忠則ヨリ被告TN鹿之助江掛ル預

二付同六年三月市右ヱ門自身積取リニ立越ス処受人俱々 積取リニ遣ス処大坂相場ニテ買取度ナト申立不相渡 廿二日證書受取置キ同年十月六日船頭重吉ヲ以テ

ヲ以テ猶予依頼之運ヒ合モ有之日延ヘノミ申断 同五月迠猶予相頼ミ其他MI屋喜兵ヱ江書状

二九三B

差入レシ儀ハ 相違無之五年十月六日重吉積取リニ来ル 通稱豊後屋吉右ヱ 門明治六年十一月死去之処證書 引渡シ不呉旨申立於被告養父TN常藏船問屋

後ハ 一向無音ニ打過キ且重吉へ大坂相場ヲ以テ仕

切勘定可致トノ添手形相渡シ置故現米無之儀ハ

重吉積取リニ立越シタルハ證拠確然タリ尓後吉 市右ヱ門承知ニ 可有之旨申立ルト雖モ五年十月六日

替ニモ無之市右ヱ門承諾之證拠ニ不相立ニ付難採 右ヱ門ヨリ喜兵ヱ江返金猶予之依頼書アリ催促ナシト 云フヘカラス重吉へ添手形渡シ置クトノ申立ハ 書為

至 自

同九(一八七六)年明治六(一八七三)年

利足ヲ加算シ即今米価之相場ヲ以テ金ニ換へ身 質米ハ 身代限ヲ以テ可相償シ原告人ニ 於テハ 替金元利ヲ払ヒ質米重吉催促ノ日ヨリ百分六之 五年十月六日重吉催促前日迠之利足ヲ加へ受取之 用則證書明文ニ基於被告人ハ為替元金ニ明治 為

代限可受取 訴訟入費ハ 身代限売払代金之内ヨリ弁償

スヘシ

代書人 代言人 行友 吉賀

助三 義助

二九四B

同 吉永 清次

動産不動産其村戸長并双方立会取

右之通申渡セシ間被告TN鹿之助所持

調之上書面ヲ以テ可申出シ

右 村

処分済迠被告人方戸長江預ヶ置クヘシ*但 被告TN鹿之助実印ノ儀ハ双方代書人ニテ封印シ但 被告TN鹿之助実印ノ儀ハ双方代書人ニテ封印シ

以上二行は付箋

前書之通申渡シ候条其旨可相心得候事

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について (二・完) 六〇二(三八八)

出ルニ於テハ一切取上ケ無之間其旨可相心得者也

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)六〇〇(三八六)	刊言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九	至 同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判
	立	一 前帋大橋忠則其外江申渡書之内別紙之通リ
ス然ルトキハ手代ノ損失ハ則本主之ヲ償却スルハ公平ノ条理ト申	ス然ルトキハ手代	
	ヲ得	長官 大属
則〔チ〕鹿之助ハ問屋株所有主武之助ナル者ノ手代ト看做サ、ル	則〔チ〕鹿之助ハ	
名称ヲ以テ右ニ属スル押切印ヲ据ヘ証書領収シ置キタルニ依リ	名称ヲ以テ右ニ属	奉 早川 貞祐
* 西暦一八七五年		[一九八A]
渡違約之訴明治八年*三月七日裁許ノ末伺出候書面BG屋吉ヱ門	渡違約之訴明治八	(主777)
	ヨリ山口縣周防国熊毛郡口	
上部に「甲号」の付箋		
佐郡□□村 商 KD市右ヱ門代言大橋忠則	豊岡縣丹後國加佐郡□	明治八年三月七日 山口縣廳
***「高野」の丸朱印	指令按	[一九七B]
係 高野 少属*** **「進」の丸朱印	課長 印**	分散金之分配ニハ不差加者也
「木梨」の丸朱印	長官 印	出遍シ右日限過去訴出ルニ於テハ此度身代
	〔一九九八八九八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	ョリ来ル五月五日迠日数六十日之内ニ縣廰へ訴
	(注 78)	江掛リ金穀其他諸取引之訴有之者ハ当七日
		吟味之上身代限申付ルニ付若シTN鹿之助
	(記述なし)	商 KD市右エ門ヨリ預ヶ米引渡違約出入及出訴
	〔一九八B〕	右之者儀豊岡縣管下丹後國加佐郡□□村
		TN 鹿之助
		□浦□□□□番地第□番
		第六大區熊毛郡第四區□
可相成哉	書加へ申渡可相成哉	〔一九七A〕

主ニ及フノ条理無之曩ニ及裁許通リ鹿之助一身ニ止ルト可 人ニシテ手代ナル者ニ非サル判然タリ依テ営業人ノ義務問屋 ヲ入レ五ヶ年切問屋并付属ノ什器ヲ預リ加調金ヲ納付スル営業

三 〇 八 注 (注 (注 (注)

第十六号* 印**

印 **

京都府丹後國加佐郡□□村 商MT市

***「筧」の小判型朱印

** 「岩村」の丸朱印

明治九年

二月十八日

本日下付ス*

縣 Щ

印 \Box

* *

** 手書きの朱角印

朱書き

農 YM武之助へ係ル預米引渡違約ノ

通知候也

明治十年一月三十一日 六等判事 大坂上等裁判所

[二〇〇A] 【一八-2】 【預ヶ米引渡違約ノ控訴】

中ニ在リタリ (注記) 明治九年第十六号裁許一件帳綴

廣嶋裁判所長

四等判事 岩村 通俊

殿

印 * * 「上等判

の角朱印

— 114 —

(記述なし)

右エ門ヨリ山口縣周防國熊毛郡□□村

控訴別紙ノ通判決申渡候條此段及御

中

定勝

事中定

勝之印

(記述なし)

決

書

京都府丹後國加佐郡□□村 商 M

大坂第壹大區五小區本町貮町目四

地寄留 兵庫縣士族 宇津木 孚

原告

明

山口縣周防國熊毛郡□□村 農 Y

M武之助

大坂第壹大區四小區平野町貮町目

畄 崎 厚 三拾番地寄留 愛媛縣士族

山口縣周防國熊毛郡□□浦

商

鹿之助

Τ Ν

〔ヶ〕米引渡違約ノ控訴審理ヲ遂ル処

テ明治四年八月十三日市右衛門所有ノ荘内米三百九拾 原告代人訴フル趣ハ本人市右衛門儀船乗営業ノモノニ

俵新発田米三百七拾九俵此升詰三百八拾八石三斗九升四

合市右衛門ヨリ周防國熊毛郡□□浦船問屋BG

屋吉右衛門へ預ケテ即日為替金七百五拾円吉右衛門 ヨリ借受ケタリ明治五年八月廿二日ニ至リ右為替金ノ元利

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完) 五九八(三八四

 $\square \bigcirc \square B$

右預ヶ置キシ新発田米ヲ吉右衛門方ニテ荘内米ト交 ヲ計算スレハ八百円ト銀三拾壹匁四分八厘トナリシニ付

八拾八石貳斗壹升六合ヲ吉右衛門へ更ニ預ヶ置キ為替 換ナシ荘内米一筋トナシテ此米額八百貳拾俵此升詰三百

四分八厘払入レテ本訴証書ヲ取置シニ付明治五年九月 金トシテ七百五拾円借受ケ差引不足ノ五拾円ト三拾壹匁

ヲ持タセ右預ヶ米積取リトシテ吉右衛門方へ差向ケタ ニ至リ船頭重吉乗込ノ順風丸ヲ雇ヒ右為替金ノ元利

答タル由ニテ重吉ハ遂ニ之レヲ受取ラスシテ帰国セリ依

レハ本人市右衛門ノ来ルニアラサレハ右預ヶ米ヲ渡サ、

ル旨

門方へ罷越シタル所右米ハ已ニ売却セシニ付是非正米ヲ テ明治六年三月市右衛門 躬 ラ積取リノ為メ吉右衛

求ルナラハ之レヲ買入ル、間暫時猶予シ呉レヨト頼ミヲ以テ

治七年*四月八日右預米取戻ノ為メBG屋吉右衛門ニ 猶予シ置キ其後屡〔々〕催促セシモ遂ニ其埒明サリシニ付明

係リ山口縣廰へ出訴ニ及ヒシ処右吉右衛門ノ店ヲ実

出シ答弁スルノ末貧困ニテ一時弁金ナシ難キ旨申

際取扱フ者ハTN鹿之助ノ由ニテ鹿之助ヨリ代人ヲ差

立タルニ付遂ニ明治八年**三月七日鹿之助ノ身代限リ

西暦一八七五

印形迄貸シ渡スベキ道理ハ之レアル間敷キヿニテ其 助方へ買取り武之助ヨリ鹿之助借受タル由然ハ大切ナル 印形等取調タレハ印形ハ元トBG屋吉右衛門ヨリ武之 レトモ斯ク微カノモノ問屋営業スヘキ筈之レナキヿト存シ尚 シ処右ハ曽テ武之助ノ所有ヲ鹿之助借受アル旨申聞 借受罷在ル旨申述ヘシニ付不審ヲ起シ戸長等ニ問合セ 被告YM武之助ノ所有ニ係リ鹿之助悉皆之レヲ武之助ヨ 発足ニテ鹿之助ノ住所へ罷越シ財産取調へシ処同人所 ケ米ト為替金トノ計算書ヲ同庁へ差出シ置キ翌十 ヲ以テ右代金ヲ償却スヘシト裁判セラレ ノ物品ハ纔カニ拾壹点ニテ其他ハ日用食器ニ至ル迄該訴 ^{もずか} ·同月九日 1]

預リ加調金ヲ納付スル営業人ニシテ手代ナル者ニ非サル 屋主武之助ニ証書ヲ入レ五ヶ年切問屋并附属 へ此旨歎訴ニ及ヒシ処 (右鹿之助ハ其亡父常藏ヨリ相 継 問 ヨリ本訴預ヶ米ノ償金モ受クベキ筋ト存シ山口縣廰 印形ヲ捺用スル上ハ鹿之助ハ武之助ノ手代ナレハ武之助

三 〇 四 A

九年***二月十八日裁決セラレタリ仍テ之レヲ熟考スルニ 嚢ニ及裁許通鹿之助 判然タリ依テ営業人ノ義務問屋主ニ及フノ条理無之 一身ニ止ルト可心得事) ト明治

畢竟本訴米額ヲ預ケシモBG屋吉右衛門ノ名ヲ

問屋株ヲ武之助所有ナス上ハ武之助ヨリ本訴償金ヲ 然ラハ営業人ハ武之助ニセヨ又鹿之助ニセヨ吉右衛門 アルコナク只一体ニBG屋吉右衛門ト見做サ、 之助其持主ハ武之助ナルモ他ヨリ之レヲ看ルトキハ其区別 信シ此吉右衛門ヲ目途トセシモノナレ ハ営業人ハ ルヲ得ス

三〇四B

受クヘキ条理ナルニ付右裁決ニ服シカタキ旨申立本訴

預ヶ米ハ常藏ニ於テ売却セシ当時ノ相庭今日ニ至リ 鹿之助ト相談ノ上現今ノ相場ニ拠リテ右代金等 今ノ相場ヲ以テ云々)ト之レアルニ付原告ト最初ノ被告 拠ルベキモノナキヲ以テ山口縣廳ノ裁決申渡シ書ニ 飢

ヨリ償金ヲ受ケ度シト請求セリ 計算書ヲ差出シタレハ此計算書通リ被告武之助

リ船問屋株及ヒ之レニ附属ノ家屋敷等買受ケタレ 郁太郎儀BG屋吉右衛門ヨリ第壹号証書ノ通 被告代言人答ル趣ハ安政四年十二月*本人YM武之助父 西暦 (五七年

次年限ヲ定メ之レカ加調金ヲ取リテ他人へ相預ケシニ トモ被告ハ農業ノ者ニ付其後 躬 ラ営業セシコナク逐

助亡父TN常藏へ加調金ヲ取リテ五ヶ年切右問 付第貳号第三号証書ノ通リ明治三年正月鹿之

三〇五A

西暦一八七六年

屋株附属物ト共ニ相預ケ置シ処期限中右常藏死亡

唱へ船問屋株ハ撫育会所ニ属シ株式ヲ預リタルトキ其以前問屋株ノ内船問屋酒造問屋ノ如キハ何屋株トリ受取ルベキ筋ナリト申立ルモ武之助ヨリBG屋吉右衛門ノ名称ヲ常藏へ貸与ヘタルモノニテ之レナク其株ヲ武之助所有スル上ハ本訴預ヶ米ノ償金ヲ武之助ヨ株ヲ武之助所有スル上ハ本訴預ヶ米ノ償金ヲ武之助ヨシ鹿之助相続シテ之レヲ営業シ明治七年十二月満期トシ鹿之助相続シテ之レヲ営業シ明治七年十二月満期ト

習慣ナリシニ付営業人ニ於テ右名称ヲ用ヒシモノナリ

ノ名称店判ニ至ル迄営業人ニ於テ襲用スルハ土地

預リ人ヨリ右会所へ届ケ置キ旅客ノ信用ニモ拘レハ株付

常藏へ預タルトキモ右習慣ニ由テ撫育会所へ届出ターが、「大力」という。「大力」という。「大力」という。「大力」という。「大力」と、「大力」を、「大力」と、「大力」を、「大力」と、「大力」を、「大力」と、「大力」」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」、「大力」、「大力」」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」と、「大力」」と、「大力」、「大力」」と、「大力」、「大力」」と、「大力」、「大力」」、「大力」」、「大力」、「大力」」、「大力」、「大力」」は、「大力」」、「大力」、「大力」」、「大力」」、「大力」」、「大力」」、「大力」

貸シタル迄ニテ問屋ヲ貸シタルニアラサルナリ仍ホ仮ニ付第貮号第三号証書ヲ取テ家屋敷諸器械ヲレハ常藏へ之レヲ貸シ渡シタルトキハ巳ニ廃止後ナリシラ判然タリ明治二年ニ至リ右問屋株ハ廃止セラレタ

BG屋吉右衛門ノ名義ヲ用ヒ之レカ店判ヲ捺用シリニ右問屋株ヲ継続ナサシメテ其株ヲ貸渡シ而テ[二〇六A]

印セサリシモノニ付之レカ代金ヲ被告ニ於テ償却米額ヲ預ケタルハ原告ノ疎漏ニシテ被告ハ之レニ加

スベキ義務ナキモノト弁駁セリ

担任シ自分へハ相談モナカリシ折柄明治六年九月廿二係リ且ツ養子トナリシ后モ家業向万端養父常藏方へ養子ニ罷越シタレハ原告ヨリ預リシ米額ハ其以前引合人TN鹿之助答ル趣ハ明治四年十月常藏

ヨリ本訴預ヶ米一件山口縣廰へ出訴セラレタリ依テ之事実ヲ心得居ラサリシ処明治七年四月突然原告四日養父常藏死亡シ自分跡相続セシニ付右預ヶ米ノ

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年 (聴訟記録) 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』 (民事第一九號) について (二・完) 五九六 (三八二) リ然ラハ之レニ依テモ営業人ハ武之助ニアラサルコ自

至 自

[::0±A]

売捌直段ヲ以テ無相違仕切勘定可仕候依テ為後

儀本訴預ケ米ヲ積取リニ来リシナレトモ買替米払底ニシノ記載アリ右ハ明治五年十月六日順風丸船頭重吉

日一札相渡置申候)ト記載シタル添手形ヲ渡シ置キ

米ヲ売払フ趣ニ付其売払直段ヲ以テ本訴預リ米ノテ積入レニナラス其砌重吉儀大阪表ニ預ケ置キシ荘内

、&: はずなこと,及コニールーンでは「麻真」だっぱいが手形ヲ渡シタル由然レトモ此手形ヲ渡セシ後右米仕切勘定ヲナサント申入タレハ重吉モ之レヲ承諾セシ

ヨリ了承セリ依テ山口縣廳ニ於テ審問ニ相成シ節ハ計算済ニ相成リタルコト心得居リシト召使ノ者ハ幾干ニ売払ヒシヤ報知モナカリシ故本訴預リ米

シト申立タル処右添手形ヲ渡シ置キシトノ申分ハ此旨代人ヲ以テ申立且ツ貧困ニテ一時償却ナシ難

三〇七B

米ニハ重吉催促ノ日ヨリ百分六ノ利息ヲ加へ即今米ニノ身代限リヲ以テ償ヒ原告ハ為替金ノ元利ヲ払ヒ質ニ利足ヲ加ヘテ之レヲ原告ヨリ受取リ質米ハ自分採用セラレス重吉ヨリ催促ヲ受ケシ前日迄為替金

衛門ノ通称ヲ唱ヘシハ被告ノ申立ルカ如ク旅客ノ信ヘシト裁判セラレタリ蓋シ問屋営業中BG屋吉右ノ相戻ヲ以テ之レカ代金ヲ精算シテ身代限リ受取ル

ウンハ桑と各茂・代ニンハ零Hリモ且・で名ニサ*衛門ハ自分ノ家筋ニテ右家名ノ問屋株ヲ売渡シ用ヲ得ンカ為メニテ土地ノ習慣ナリ又BG屋吉右

章等相用シモノナリ依テ山口縣廰ノ裁判通リ自分株後之レカ家名ヲ唱ヘシモ縁由ナキニアラス通称及ヒ印タルハ養父常藏ノ代ナレハ素ヨリ先祖ノ家名ニ付廃止

身ノ身代限リヲ以テ本訴預ヶ米ノ償却ハナスベキ

三〇八A

原被及と引合人ノ口供并原被双方ノ証拠物ヲ照シテモノナリト申述タリ

裁決スル左條ノ如シ

吉右衛門ハ船問屋株ノ通称ニシテ現時営業スル者B第壹條(被告ニ於テハ本訴証書ニ記名アルBG屋

— 118 —

<u>、1角に1号目、シャニ也・胃腫、 ニ、)を言言なる</u> G屋吉右衛門ニアラサルモ旅客ノ信用ヲ得ンカ為メ之

郁太郎ナル者該株家屋敷其他附属ノ器械等吉右レカ通称ヲ襲用スルヲ土地ノ習慣ナリトシ被告先代

金ヲ取リテ某々へ之レヲ悉皆貸渡セシニ付前同断衛門ヨリ買受ケタル後自分ニハ営業セシヿナク加調

鹿之助ノ養父常藏へ第貮号第三号証書ノ通リ

之レヲ其侭五ヶ年切ノ契約ニテ貸渡シタルモノナレ

〔二〇八B〕 * 西暦一トモ明治二年*ノ廃株後ナレハ只右家屋敷及ヒ附属品

然相異ナルモノナリ然ラハ営業人ニ於テ之レカ通称及其ト唱へ之レカ店判ヲ襲用スルモ其持主ト営業人トハ判

ヲ貸渡シタルノミ依テ常藏ニ於テBG屋吉右

書中ニ(一 御藏会所付御用達問屋壹軒但シ云々)ノ明文於テ償却スベキ理由ナシト弁駁スト雖モ第貮号証

夜出精相励客方へ不埒之作廻仕間敷候云々)ノ明文アリ同シク此証書中ニ(諸万事問屋為宜敷様職分昼

ハ右家屋敷并附属品ヲノミ常藏へ貸渡セシトノ申封印引合印写印船印等其外有掛リ)トノ記載アレモアリ又第三号証書中ニ(一 印判箱壹ツ但仕切印

同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』

至自

|カタク問屋株廃止後ニ係ルモ則チ常藏ニ於

(三()九A)

門ニアリテ同一体ノ者ト做スニ付営業人ノ常藏ニ於テ之実異ナルモ他人ヨリ之レヲ看ルトキハ其信用BG屋吉右衛武之助ノ黙許セシ所明白ナリ依テ所有者ト営業人ト其示之レカ通称及ヒ印判等ヲ襲用スルハ右証書ニ拠テ被告

のがま….. 問屋ノ所有者タル被告武之助ニ於テ償却スベキ義務レカ通称ヲ記シ其印章ヲ捺用シテ取引セシ負債ハ右

遁レ難シトス

八六九年

第貮條

引合人ニ於テハBG屋吉右衛門ノ通

ハ自分一身ニ止ルモノト申立ルト雖モ第貮号第三シモ縁由ナキニアラサリシト申述へ本訴預ケ米ノ償金ナレハ之レカ通称ヲ明治ニ年ノ廃株後ニ至リテ襲用セ襲用セシハ土地ノ習慣ナリ又此吉右衛門ハ自分ノ家系

(三) 九 B)

号証書ニ於ケルカ如ク右問屋并附属品共悉皆

責メ及フベキモノトナス
青メ及フベキモノトナス
たい、「能ハサルトキハ右問屋ノ預ヶ主タル被告武之助ニ其章ヲ捺用セシモノニ付之レカ償金ヲ鹿之助ヨリ悉皆払ヒヒ印判ヲ襲用シ則チ本訴証書ハ之レカ通称ヲ記シ其印ヒの判ヲ襲用シ則チ本訴証書ハ之レカ通称ヲ設カニテ之レヲ預リ其営業中之レカ通称及

却セシ当時ノ相庭分明ナラサルニ付山口縣廰ノ裁判第三條 原告ニ於テハ本訴預ヶ米ヲ常藏ニ於テ売

(民事第一九號) について (二・完) 五九四

J 電之)カト 目炎	<資
火ノ上見テノ目を	料 >>
ノ휲之)カト目炎ノヒ見今ノ目至ニ処テク ノケ青草昬	
	修道法学
	, 四〇巻 二号
	_

リ

鹿之

助
ト

相

記

一

上

現

合

一

れ

原

二

放

テ

だ

し

ス

れ

美

書 耳波 フ 老 七

高ヲ受取ラント請求スト雖モ現今ノ相庭(相場か)ニ拠ルハ不条 ヲ造リテ差出シタレハ此精算書通リ被告ヨリ償金

三名ヲ撰ミ船頭重吉ノ積取リニ来リシ日ニ当レル相庭、ママサルニ付原被協議ノ上右問屋ノ住所ト同地同業ノ者 (相場か

ノ鑿定ヲ委任シテ之レニ其価票ヲ造ラシメ本訴預ヶ

米ノ代価ハ此価票ニ拠テ精算スベキモノトナス Ξ

シテ之レカ裁判ヲ受クベキ事 シ能ハサルコアラハ此事ヲ管轄ノ初告裁判所ニ出訴 コアル歟或ハ原被一致セスシテ相当ノ鑿定人ヲ撰挙 「附」原被双方ヨリ撰任スベキ鑿定人之レカ評価ヲ拒

前条々ノ如クナレハ結局鑿定人ノ価票ニ拠テ該訴

渡シタル為替金七百五拾円ハ右重吉ノ来リシ前日迄該 了スベキ当日迄百分六ノ利息ヲ加へ常藏ヨリ原告へ貸 重吉ノ積取リニ来リシ当日ヨリ此金高ヲ原告へ納

還スベキモノトナス 引キ精算シ被告ハ其不足ノ金高ヲ原告ニ対シテ償 訴証書面ニ記載アル約束ノ利息ヲ加ヘテ原被互ニ差

明治十年一月卅一日 大阪上等裁判所ニ於テ裁決

五等判事

五九三 (三七九

澤 簡 德

六等判事 中 定 勝

七等判事 古 荘 嘉 門

[二二一A]【二九】【訴願下ケ】

(明治九年願下綴中ニ在リタリ)

(記述なし

申 上 候 事

此度右券状ノ写可差出儀被仰渡右券状の儀ハ小八江相渡 去明治八年*三月廿七日YN小八江掛而地券状取返しの儀訴出ス 私儀 西暦一八七五年

書の写差出申処左のコトシ 置候付私手元ニハ写等モ無之ニ付同人より請取置シ証

歎願申證書之事

昨申*六月□□村S久藏氏抱之家屋敷券状を以金

明治五壬申(一八七二) 年

其節私手元至而差閊候故御相対毛 不仕右金払無 策相調候段御受合仕直様旧藩札四貫辻相調候処

其後御返済方只様及遅延奉恐入候就而ハ当戌**四月 ** 明治七甲戌 (一八七四)

年

皆納可仕候間何卒御憐愍を以御猶予之程偏ニ 三十日貮貫之辻調候ニ付残貮貫之辻同七月三十日於

所印帋附ニシテー書差出申所如件

奉願上候依而為後日親類受人相立無間違之

明治七戌*

西暦一八七四年

至 自

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年

Y N 小八 印

一月三十日

ON 直春 殿

ハ拙者罷出取捌き可仕候 右前書之通相違無御坐候万一本人不埒之節 以上

日

Y N

藤太郎

钔

右YN小八より請取置候証書の写相違無御

坐候 已上

第廿大第七區□□□□■番地居住

明治九年二月廿七日* 士族 O N 直春 印

*

西暦一八七五

末行衛不相分ラサルニ付追テ本人見 負債者明治八年八月二十三日頃家出ノ**

当ルカ又ハ六ヶ月ノ満月跡相続ヲ

再訴ス可シ 為ス可キ者ニ掛リ此裏書証書ヲ以テ

訟課 山口縣聴

明治九年二月二十八日

* 手書きの朱角印

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完) 五九二(三七八)

*

本行以下朱書き

明治八年三月廿七日 明治八年三月廿七日 明治八年三月廿七日 第五小區□□居住 土族 ○ N 直 春 * 朱書き 野治九年第拾四号 * 朱書き ※ 「進」と「市口」の丸朱印 スニ付訴状却下ス 印**	第二拾大區第五小區□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
第五小區□□居住	
士族	三一五B)
N 直	右原告人ON直春申上候私儀過ル
*	明治五年六月一日*無拠金差閊〔さしつかえ〕之趣
	*
證文裏負債者失踪云々ノ趣朱書致	通入質ニシテ旧藩札四貫目之辻借
É∏ *	用致度段YN小八ト申者ヱ金策相
明治九年二月二十八日***	頼候処直様小八儀脇方ニテ心配仕
*** 以上の三行は訴状の余白に朱書き	藩札四貫目之辻借受致候段申来リ
	其節壱貫目丈ケ私方ヱ相渡シ残リ
[二]四8]	[二六]
(記述なし)	三貫目之辻ハ早速持参可仕ト申シ
	候而已ニテー向渡方不仕追々及催
(HI 5)	促ニ候得共兎哉角ト申シ無余儀只
Ξ	様遷延ニ打過候内金主三輪方ヨリ

之儀申出萬々恐多奉存候得共何卒 以金納入不仕絕手段無余儀御厄害 調受取居候得共矢張等閑二打過今 過ル明治七年一月*其旨趣一札為相 終曖昧ノ申分ニテ取得ニ相成不申 向調達不仕数十度催促致候得共始 呉候様相 歎 ニ付任其意ニ置候処 四貫目近日調達仕候間今少シ相待 (三二七A) 数度催促仕候処小八申分二ハ残リ 金仕候間入質ノ券状繰戻シ呉候様 申分無之就テハ私方ヨリ壱貫目返 其段小八ヱ相迫リ候得者小八十ロ 目モ上借リ仕候事委敷〔くわしく〕相分リ候故 手渡シ仕残リ三貫目押置其他壹貫 方ニハ最初約定前ノ内壱貫目丈ケ 二付直々承リ候得者小八儀旧藩札 済無之テハ流質ト相成段申来リ候 用達遣シ候処最早期限ニモ差向返 私方ヱ及掛合過日小八ヨリ預金諮 五貫目之辻借出シ候様子左候テ私 (三) 六B 至 自 同九(一八七六)年明治六(一八七三)年 (聴訟記録) *「十口」の意味は不明 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號) について (二・完) 五九〇 (三七六) 西暦一八七四年 三一八B [二一八A] 【二二】 【身代限済口証文】 被遂御詮儀被下候様偏ニ奉願候 券状早々取返シ相成候様此段宜 二一七B 明治九年済口証文綴中ニ在リタリ 山口縣令 明治八年 第二拾大區第三小區江向 百貮拾三番地居住 士族 三月廿七日* 代書人 中野 梧 O N 永嶺 寛吾 殿 直春 敷敷 印 ク 西暦一八七五年

(記述なし)

(三二 九(注 87)

第六百三十号

明治九年一月廿三日 飣

欄外右側に朱書きと角朱印

一 平 印 * **「光柄」

末國

□田右弌」 の丸朱印 の丸朱印

長官

印***

課長**

の丸朱印

家財入札金之内債主FK宇佐二郎YS幸二郎 第九大區□□□ 商 FS太郎右エ門対談身代限リニ付

二当ル分配金并不足金證文ヱ裏書ノ上下附

九年一月廿六日代言小川□エ門エ證書分配金共下附ス*

表書之元利百四拾壱円貮拾五銭四厘相滞

三一九B 代限償却対談抔申出而家財入札払申付候処此證文ヱ当ル

ル旨訴出ル末借主FS太郎右エ門〔対談〕**身 * カッコ内朱線で抹消 * 朱書きの注記

四円六十銭合百三拾円壱銭七厘三毛借主FS 残ル百貮拾五円五十七銭三毛外ニ訴訟入費 分配金拾五円六十八銭三厘七毛ニ相成候ニ付受取シ

修道法学

太郎右エ門ハ勿論其相続人共ニ至ル迄身代持

直シ次第済方可受者也

明治九年一月廿三日

金八円貮拾七銭七厘貮毛ニ相成候ニ付受取シ ニ付家財入札払申付候処此證文ヱ当ル分配

入費七円九十銭合七拾四円拾七銭壱厘弐毛 残ル六拾六円貮拾七銭壱厘貮毛外ニ訴訟

至ル迄身代持直シ次第済方可受者也 借主FS太郎右エ門ハ勿論其相続人共ニ

明治九年一月廿三日 山口縣廰

(記述なし)

— 124 —

Щ 1縣廳

九年一月廿六日戌亥瀧口松太郎工證書分配金共下附ス*

朱書きの注記

訴出候二付借主FS太郎右工門対談身代限 表書之元利七拾四円五十四銭八厘四毛相滞ル旨

三 三 三 A 88 相違無御座候依テ添書如件 右利決証文前計算之上残金借用仕候所 此内 残金七拾四円五拾四銭八厘六毛 金五百四拾弐円拾壱銭八厘 > 四百六拾七円五拾六銭九厘四毛引之 拾弐円八拾壱銭五厘四毛 一月廿三日 八拾四円七拾五銭四厘 三百七拾円相渡ス 至 自 中操棉壱本 此代五百三拾五円六拾壱銭八厘 操棉五拾三本 K E M メーッ書之辻 代六円五拾銭 同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年 借用證書之事 松三郎 殿 太郎右エ門 (聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)五八八(三七四) 相見引之双方計算ノ上 麦楮苧代引シ 明治八年第八百三十号山口縣聴訟課 受取往キ三十日限リ当地ゟ態飛脚ヲ以 差送可申候万一期限延引仕候節ハ入費 念印紙貼用仕証書差出候処如件 トシテ一日ニ五拾銭宛私ゟ相弁可仕候為後 通慥ニ預リ来居所実正也二名之者ヨリ 請取不申候間□□公様へ御渡不申前顕之 松三郎へ売渡一ッ書之金子両人ヨリ未タ 右ハ□□□浦FK宇佐治郎即KEM 明治八年 金八拾四円七拾五銭四厘 亥ノ五月八日 大分縣豊後國大分郡□□町 預リ証文之事 青安楮苧代金之分 Y M 幸次郎 同屋 FS太郎右衛門 印* 本行は印ともに朱書き 新屋 中関 防州

二号

五八七(三七三)

[二]三A] 【三二】【身代限リ済口証文】

明治九年済口証文綴中ニ在リタリ(注88)

[] | B

(記述なし)

第貮百五十三号 印*

明治九年一月廿三日

末國 一平

印 *

欄外右側に朱書きと「聴訟課印」の角朱印

** 「光柄_ の丸朱印 の丸朱印

YM亀之進対談身代限

二付財産品入札払金之内債主IM才助TG

松太郎エ当ル分配金并不足金證文エ裏書

之上下附可相成哉

課長 印 * ***「□田右弌」

長官

印**

商

第十大区 | | | | | |

修道法学 四〇巻

九年一月廿七日*

表書之元利三拾八円弐拾三銭八厘八毛相滞ル旨

訴出候末対借主YM亀之進〔対談〕**身代限ニ付

(三三四B)

家財入札払申付候処此證文エ当ル分配金

償却対談之趣申出候間*

** カッコ内二字朱点で抹消

* 朱書きの挿入

四円五十銭六厘六毛外ニ訴訟入費六円四十銭 四円十三銭貮厘貮毛ニ相成候ニ付受取之残リ三拾

済方可受者也 ハ勿論其相続人共ニ至ル迄身代持直シ次第

合四拾円九拾銭六厘六毛借主YM亀之進

明治九年一月廿三日 山口縣廳

九年一月廿五日TG松太郎工證書分配金共下附ス**

表書之元利貮円四十五銭相滞候旨訴出候 ** 朱書きの注記と上部に「山口縣聴訟課」

朱角契印

借主

Y

M

亀之進対談身代限

リ償却対談

を趣

三五五人

申出候間〔二付〕***家財

カッコ内二文字削除

入札払申付候処此證文エ当ル分配金貮拾き

八厘六毛外ニ訴訟入費壱円五十銭合三円

銭壱厘四毛ニ相成候ニ付受取之残リ貮円十八銭

六十八銭八厘六毛借主YM亀之進ハ勿論	[二二七A] (注92)
其相続人共ニ至ル迄身代持直シ次第済	本務第廿八号* 印*
方可受者也	* 欄外右側に朱書きと「聴訟課印」の角朱印
明治九年一月廿三日 山口縣廰	明治八年十月廿四日 原田 豊 印**
	**「豊」と「退三」の丸朱印
	長官 印*** 課長** ***「□田右弌」の丸朱印
	**「進」の丸朱印
(三三五B)	第十一大區十三小區□□□□浦 商
(記述なし)	HH多助大藏省御米代金不納
	一件ニ付別紙公債掛リヨリ伺済之通
	身代限リ申付其分御聞届可相成哉
	但 御聞届済之上ハ縣廳門前札之辻
	当人宅前別紙之通掲示可相成哉
[二二六A] 【三三】 【身代限リ済口證文】	[1][七B]
	(記述なし)
明治九年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ(注句)	(#8)
	第十一大區十三小區□□浦□□
	□□□□番地第□居住 商
[三二六B]	HH 多助
(記述なし)	右之者儀大藏省御米代金不納一件ニ付
至 同 九(一八七六)年(聴訟記録)自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)	同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)五八六(三七二)明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)五八六(三七二)

修道法学 四〇巻 二号

五八五(三七一)

〔追々伺出〕*吟味之上身代限リ申付ルニ付若シHH

* カッコ内四文字朱線で抹消

廿七日ヨリ来ル十二月廿五日迠日数六十日内ニ当 多助へ掛ル金穀其他諸取引之訴有之者ハ当

此度身代限リ分散金ノ分配ニハ不差加者也 縣廰へ訴出ベシ右日限過去リ訴出ルニ於テハ

明治八年十月廿七日 山口縣廳

三八B

(記述なし)

(三三九人)

金壱万五千四百七拾七円貮拾銭四厘

* 上部余白に「九年二十五号」の朱書き

四厘ヲ明治五年ゟ五ヶ年賦返納 但 元金壱万九千三百四拾六円四拾銭

之節初年元入残之分

第十一大区第十三区□□□浦

商

平右衛門改名

H H 多助

右者大藏省御米代金納不足歎願之趣ニ寄り 欄外左側に 「明治八年第四百廿壬

壬申年**ゟ五ヶ年賦返納之分尚又歎出 五号 九月五日落着」の朱書き

(三三九B)

*

明治五(一八七二)

年

二対シ昨七年ゟ十五ヶ年賦返納御聞届

相成居候然ル処当度別紙写之通再三

不都合之申立仍而断然身代限取立之

所分大藏省へ伺済相成候条至当之御所 置ニ而所分済ニ取リ委詳御打合呉之処

此段申進候也

明治八年七月廿五日 公債掛

*「公債掛印」の角朱印

印*

課

[二三〇A] (注写) (注写)

管下HH平右衛門ゟ返納金取立方

金壹万五千四百七拾七円貮拾銭四厘

但 元金壹万九千三百四拾六円四拾銭

四厘之内元入残之分

ヲ以上納方相伺候処明治七年ゟ十五ヶ年 御米代金不納之儀二付昨年十一月再三見込 右当管下第十一大區東本郷 商 HH平右衛門

— 128 —

付度此段御聞届被下度申上候也 御達ニ寄リ断然身代限リ取立之所分申 再三御手数ヲ掛不都合ニハ候得共家前之 年賦金弁納取続相成可申様無之所而 テハ目下之暮シ方ニモ差支候程之仕合旁 之方法等相立可申見据無之平右衛門ニ於 二逋債有之帰朝候共平右衛門不納金弁償 委細遂探索候得共遊学中同人モ多分 邊之分家前及上申候次第モ御座候処其後 ニテ帰朝候ハ、大ニ開業之見込モ有之其 同人三男太作欧米ニ遊学人物モ相応 零落右年別金調達之方向難相立加之 別紙之通申出目今ニ到リ候而者余程及 賦返納御聞届相成候二付上納方及厳達処 _____A 明治八年五月十日 大藏卿 至 自 同九(一八七六)年明治六(一八七三)年 大隈 重信 山口縣令 殿 中野 (聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について (二・完) 五八四(三七〇) 梧 明治八年七月十日 明治七年十二月十八日 引替候様可取計事 条更二相借證書呈出候最前之證書与 賦之儀者特別之譚ヲ以見込之通当明治 委詳可申上事 七年ヨリ十五ヶ年賦返納之積聞届候 *伺之趣縣限リ説諭致候儀者格別尤年 上申之趣聞届候条所分済ニ寄り 第六千九百四十号* (記述なし) 当縣下HH平右衛門御米代金 不納之儀ニ付再伺云々 明治七年十一月五日進達 大藏卿 大藏卿 大隈重信** 大隈重信** * ** 本行まで朱書き 本行まで朱書き 本行以下朱書き 本行以下朱書き

五八三(三六九

*上申之趣聞届HH平右エ門ヨリ兼テ差出 * 本行以下朱書き

HH平右衛門上納証書御下渡之儀上陳

品差出方猶予願共都合二通下渡候条 置候証書壱通并同人代利助ヨリ抵当

裏書写当省へ可差出事 身代限処分済之上右証書江裁判所

明治九年

三月八日 大藏卿 大隈重信**

(記述なし)

** 本行まで朱書き

明治八年一月十二日

長官 印** 課長 印 *

第十五大区□□□町

商

OM仁五郎

(三三四B)

(記述なし)

三 五 (注 A)98

本務第七号* 印*

欄外右側上部に朱書きと「聴訟課印」の角朱契印

原田 豐 印* **「豊」の丸朱印

***「不明」の角朱印

**「進」の丸朱印

及吟味候処熟談不相調別紙口供之 代言石丸新藏ヨリ第十六大区□浦 通ニ付身代限リ御処分可相成哉 士族DS政助江掛ル貸金催促出訴

[二三四A] 【二四】 【貸金催促之訴】

但 身代限御処分相成候上ハ当出張所

— 130 —

[二]三五B]	(記述なし)		
門前掲示場当人宅前江左之通掲示			
可相成哉			
第十六大区四小区□浦□□□□			
□番屋敷居住 士族			
DS 政助	[三三七A] [三五]	[二三七A] 【二五】【預ヶ金催促之訴】	
右之者儀第十五大区□□□町 商 OM			
仁五郎代言石丸新藏ヨリ貸金滞出入		明治六年十一月廿七日	
及出訴ニ吟味ノ上身代限リ申付ルニ付若シ	(明治九年民事訴	〈明治九年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ)*	* 朱書き
DS政助へ掛ル金穀其他諸取引ノ訴			
有之者ハ当十九日ヨリ来ル三月十八日迠日数	預ヶ金催促之訴	訴	
(三三六A)			
六十日内ニ当出張所へ訴へ出ツ可シ右日限		豐浦郡第二區	
過去訴へ出ルニ於テハ此度身代限リ分散金	九年	□□□町商	
ノ分配ニハ不差加者也	第四十四号**	MM新左衛門	** 朱書き
山口縣聽訟課			
明治九年一月十九日* 赤間関出張所	[] [] 七B]		
*「十九日」の部分は朱書き	(記述なし)		
	三三八人		
		山口縣第□大區豊浦郡□□□町	町
至 同 - 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)五八二(三六八)自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)五八二(三六八)	類綴』(民事第一九時	號)について(二・完)五八二(三	六八

〈資料〉	□□□番屋敷生舌 商	引残金八百七拾四円八銭也修道法学 四〇巻 二号 五八一(三六七)
原告人	MM 新左衛門	
		右原告人MM新左衛門申上候MK曽七ゟ金子
預ヶ金催促之訴		至急入用出来ニ付右之金預呉ル様相頼候曽
	豊浦郡第二區赤間関□□□町	別帋預リ書之通預ヶ方仕候処私儀ハ去来不商
	□□□番屋敷住居 商	打続追々難渋相嵩候ニ付返金仕呉ル様度々
被告人	M K 曽七	催促仕候得共兎哉角と申延更ニ取合不申仍之
写		(三三九B)
覚		御用繁之御中奉恐入候得共前断之仕合
一 金八百円也	但 月別利息附	御座候間何卒格別之御憐愍ヲ以返済
二三八B〕		致呉候樣御理解被仰聞可被遣候 以上
右之通慥ニ預リ金申候無手形引替相渡	·候無手形引替相渡	明治六年十一月廿七日 MM 新左衛門 印
可申候 以上	〇屋	東細江町 商
	宗七 印	代書人 加嶋 清九郎 印
午十月		
一 元金八百円 明	明治三年*午十月預文 * 西暦一八六九年	山口縣権令 中野 梧一 殿
明治三年十月ゟ明治	明治三年十月ゟ明治六年**酉六月迠利足月別	
六朱之定ニシテ	** 西暦一八七三年	
利金百五拾八円四拾銭也	16銭也	(1897)
元利金合九百五拾八円四拾銭也	八円四拾銭也	
二三九A		十二月十五日* 申 渡
此利四円三拾貮銭	四六月迠 利足戻シ	□□□町商

『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完) 五八〇(三六六)	至 同 九(一八七六)年(聴訟記録)自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)
【読下し了】	金不納□□町 商 KM友藏ゟ借
	後□□□町 商 MM新左衛門ゟ預リ
可為相渡	代限済方之儀先達而申渡ス
会之上入札払代金を以夫々江	曽七ゟ茶代金相滞ルニ付曽七身
右之通訴答之者江 申渡間立	其方と毛儀□□□町 商 MK
副戸長	MD 忠左衛門
右	YG 喜藏
遍シ	TN彌藏 代人
之内夫々金高ニ応シ割合請取	長崎縣管下諫早邑
立会曽七所有物入札払代金	致寿遍之
右之通申渡間双方副戸長	を始夫々金高ニ応シ割合済
MM 新左衛門	有物入札払代金之内ヲ以彌藏
[二回 B]	[二回〇B]
	相糺処無相違由申立ルニ因リ所
KM 友藏	KM友藏ゟ借用金不納等訴出
□□町商	新左衛門ゟ之預里金不納□□町 商
此旨相心得遍シ	限済方申付候後□□□町 商 MM
金高二応シ割合済申付候条	代金済方相滞ルニ付先達而身代
金之内ヲ以新左衞門友藏江茂夫々	TN彌藏MD忠左衛門江相懸ル茶
由申立ルニ因リ所有物入札払代	其方儀長崎縣管下諫早邑
用金不納等訴出相糺処無相違	MK 曽七

六 注 0 部

- 白色無地半紙に朱書き
- 肌色無地厚紙に記載 半葉 (A五版) 藍色一〇行罫紙、 欄外下部に 「縣廳」 の印刷
- 注60 半葉 (A五版) 藍色一〇行罫紙、 欄外下部に 「縣廳」 の印刷
- (注61 に一行を空け、一字下げの表記で統 本文中、朱書きの部分で担当官の注記と見られる個所は、 一した。 前後
- 半葉 (A五版) 藍色一〇行罫紙、 欄外下部に「縣廰」 一の印刷

注 63

肌色無地厚紙に記載

- (注64 所謂「ノド」の部分が深く綴じられているため判読が困難である 本葉の欄外右側に、朱書き一行の注記らしきものが見えるが
- (注66) (注 65 肌色無地厚紙に墨書き、一部朱書き 藍色一〇行罫紙、欄外下部に 「縣廳」

半葉 (A五版)

- 動産の売却の際、 したものをいう。代価が銭のとき本銭返、米穀である場合に本物返 本物返し(ほんもつがえし)⇒本銭返し(ほんせんがえし)。不 代価を返済すれば買い戻しができることを特約
- 委員会編『国史大辞典』第一二巻(吉川弘文館 同書の本項目に詳細な説明がなされている。 (ほんもつがえし)と称する、という(須磨千頴・国史大辞典編集 平成三年))。なお
- (注 68 分配に関連して年貢に対して農民取分=作德の意味で用いられ (得) とは、 もともと近世において、 作徳は年々の生産物

○年))。 徳で「余米」「入米」などともいわれる。作徳は地主・小作関係の 領主と直接耕作農民との間に寄生地主が介在するようになり、 近世中期以降には質地関係を中心とした土地流動化により、 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第六巻(吉川弘文館 昭和六 支払う小作料といった性格をもつようになる、という(佐藤常雄・ 広範な展開によって次第にこの意味に使用され、小作人が地主に 作人は年貢と地主取分を負担することになる。この地主取分が作

- (注 69 注70 歷史大辞典編集委員会『日本歷史大辞典』第三巻(河出書房新社 収された付加米をいう。そして江戸時代に入って小作料のことを なっている酒場のいわば賃貸料に相当するものと考えてよいであろ 加徴米(加調米)とよぶところもあったという(稲垣泰彦・日本 昭和六〇年))。これによると、 半葉 (A五版) 藍色一○行罫紙、 ⁷か。なお、同書の本項目にその歴史的変遷が詳述されている。 加徴米とは、公領・荘園において租米あるいは年貢のほかに徴 加調金は、 欄外下部に「縣廰」の印刷 取返し請求の対象に
- (注 73 半葉 (A五版) 藍色一〇行罫紙 欄外下部に 「縣廳」 の印刷

(注 72 (注 71

白色無地半紙に朱書き

半葉 (A五版)

藍色一〇行罫紙、

欄外下部に「縣廰」の印刷

- 注 74 半葉 (A五版) 藍色一〇行罫紙、 欄外下部に 「縣廳 の印刷
- 半葉 (A五版) 藍色一〇行罫紙 欄外下部に 「縣廳」 の印刷

太政官布告第七十一号(七月三日 輪郭附)(『法令全書 明治七

(注76 (注75

年』六六頁)は以下のように規定している

「明治六年五月第百八十一号布告身代限掲示案左ノ通改正候條此

町村

何 誰

右ノ者儀何町村何ノ誰ヨリ何々(其事目ヲ掲ク)出訴ニ及ヒ吟味 、上身代限申付ルニ付若シ何ノ誰へ係リ金穀其他諸取引ノ訴有之 ハ当何日ヨリ来ル何月何日迄日数六十日内ニ当裁判所へ訴出ッ

ヘシ右日限過去訴出ルニ於テハ此度身代分散金ノ分配ニハ不差加

(注78) 半葉 (A五版) 半葉 (A五版) 藍色 |○行罫紙、 藍色一〇行罫紙、 欄外下部に「縣廰 欄外下部に 「縣廳 の印刷 印刷

なお、上部に「甲號」と墨書きの付箋が貼ってある。

白色無地半紙に朱書き

半葉茶色一三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」

の印刷

(注80

注 81 控訴に対し判決を申渡した旨の通知書 半葉茶色一三行罫紙、 の印刷

(注 82 白色無地半紙に朱書き 中央下部に「大坂上等裁判所」

注 83 半葉八行紫飾り罫紙、 中央下部に「訴訟用」の印刷

白色無地半紙に墨書き。訴状却下理由の文章と事件番号は朱書

注85 半葉藍色八行罫紙

なお、上部に「山口縣聴訟課」の契印の下半分の部分が見られ

注86 白色無地半紙に朱書き

注88 注87 半葉藍色一〇行罫紙、 半葉藍色一〇行罫紙、 欄外下部に「縣廳」 欄外下部に 「縣廳」

の印 の印刷

(注 89 白色無地半紙に朱書き

(注 90 半葉藍色一○行罫紙、 欄外下部に

「縣廳」

の

印

(注 91 白色無地半紙に朱書き

(注93 注92 半葉藍色一〇行罫紙、 半葉藍色一〇行罫紙、 欄外下部に 欄外下部に 「縣廳」 「縣廳

(注 95 注 94 半葉藍色一〇行罫紙、 半葉藍色一〇行罫紙、 欄外下部に 欄外下部に 「縣廳」 縣廳 の印刷 の印刷

(注 96 半葉藍色一〇行罫紙、 欄外下部に 「縣廳」 の印

注 98 (注 97 半葉藍色一〇行罫紙、中央下部に 白色無地半紙に朱書き

「山口縣」

の印刷

注 99 無地白色厚紙に墨書き

(注 100 無地白色厚紙に墨書き

注 101 半葉藍色一〇行罫紙、 中央下部に 山口 縣 の印刷

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年 (聴訟記録) 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』 (民事第一九號) について (二・完) 五七八 (三六四

至 自

の印刷

印刷

七

目

次

表

5	4	3	2	1	番整号理
明治七年	明治七年		明治六年	第十一号 第十一号	番号 年度·事件
が 加調米金淹滞ノ	訴地受方催促ノ	田地受返差縺	借金差縺ノ訴	和布刈等故障申 立 (漁業入会権)	事件名
六月廿五 日 日	四 月二 〇 日	記載なし に を し	十月八日		訴状受理日
九月十日 中越 日	九月二四日 甲渡済	記載なし	五 明 月五日 日	九月八日か	裁判申渡日
K M 一 英	M S 福 次 郎	(代言人) 水木伊助	T N 重貞	角島ノ者	原告(人)
N O 熊治 郎	H 栄之助	N O 又次郎	N S O D 為作 治	尼ヶ瀬ノ者	被告(人)
奉 早川 貞祐	奉早川貞祐	不祥	所 権少属)	掛官不祥	掛官氏名.
の朱書き の朱書き	の朱書き の朱書き の朱書き	書き 件録綴中ニ在リタリ」の朱 件録級中ニ在リタリ」の朱	五月四日本課より指令 大級中ニ在リタリ」の朱書 を 所より聴訟課本課へ伺い。 所より聴訟課本課へ伺い。	「無川」の他は判読困難と個の押印の内、「吉田」「杉浦長久」「郷彦」「無関支廳」用紙	備考

至 同 九(一八七六)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完) 五七六(三六二)自 明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完)五七六(三六二)

10	9	8	7	6
明治六年	(九年番外) 第十六号	第五四六 第五四六 号	第六八 第六八 号	第十一号 第十一号
身代限リ	出産児差縺ノ訴	戻金取戻ノ訴 別 に が割	買得山引渡ノ訴	支訴を引渡違約を引渡違約
			四月廿日日	身代限リ 明治八年十月 用 治八年十月
身代限済方 財治六年	断獄廻し 円治八年	二月月九年		身代限リ 二月廿九日 二月廿九日 明治九年 月十十九日
代理 N F I N 票 三	O D 仙左衛門	村上 族輔	件 清兵衛 件 清兵衛	河原 德右衛門
	Y K 仙兵衛	引 H I A E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	TH 新兵衛	・
司法裁判所	奉 伏見 孝廉	以	不祥	長官 (木梨印) 奉 原田 豊 豊 (印) 松原 (印) 退 (印)
明治六年一〇月一八日掲示 リタリ」の朱書き。「藤六」 は「東三」の誤記か。 は「東三」の誤記か。	中ニ在リタリ」の朱書き内表紙に「同年訴訟書類綴	所裁許一件帳」の記載 原告被告の住所氏名の他、 原告被告の住所氏名の他、 原告被告の住所氏名の他、	リ」の朱書き リ」の朱書き リ」の朱書き	大書き 松書類綴中ニ在リタリ」の 米書き

15	14	13	12	11
第五八五号	明治八年	明治八年	第五二一号	第四三三号
山野刈場論訴訟	(二二〇円)	(元金二〇円)	訴愛返差縺ノ	貸金催促ノ訴
明治八年		四月九日	一月 廿八 日	
一 月 十 九 日	一月十九日 田 田 田 田	下戻ス 下戻ス 日	訴え却下	山口縣廳 山口縣廳 明治九年
世 1 D 勘介 1 D 勘介 代言人 代言人	明 会人 TN 源七 で 関 も で り う り う く が り う く り う り う り う り う り う り う り う り う り	代言人 瀧野 善次	TB 八十兵衛	代言人 井原 清吉
代 N N H 外 M 外 一 人	Y MW 表石郎 平兵衛	S G 金	A K 幸助	代理人 TN 平兵衛 金吉
 長官「木梨」 保 松原 佐久 保 松原 佐久	長官「木梨」 (印) 課長「進」(印) 鈴木 圓平	不祥	課長 進 十六	副 鈴木 圓平 長官 南田右弌
明治九年一月十九日宣告」 中様録中ニ在リタリ)(当年録中ニ在リタリ)(当年録中ニ在リタリ)(当年録新一人を表許一	在リタリ」在リタリ」	内表紙に「明治八年四月九 日 貸金催促之訴状 瀧野善次 (訴状願下綴中ニ在リタリ)」 の墨書き。最後の行は朱書	リ」の朱書さ リリの朱書さ 円表紙に「明治八年第五百二十一号 同年一月廿八日屋敷受返差縺ノ訴 原告 田畑 八十兵衛 被告 青木 幸助 マルチ でんしょう マー・ファイル アー・ファイル アー・フィー・ファイル アー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フェー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィ	タリ」の朱書き 一内表紙に「明治八年第四三 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三

 2^{18} 19 18 17 16 明治九年 明治九年 明治八年 明治八年 明治七年 第十六号 第十七号 第四三四号 第六八号 | 地券状取返シ之 約之控訴 斯 塩濱代金取戻之 約之訴 違約訴訟 酒造株取戻済 大坂上等裁判 Ï 明治八年 明治七年 明治九年 明 刃治八年 一月卅一 日 日 下付ス 円 明治九年 明治九年 明治八年 明治九年 二月七日 明治九年 二月二八日 三月七日 申渡案 一月十七日 言渡案 裁決申渡ス | 代言人 市右衛門 代 M 人 T Y T T N O N 宇津木 学明 大橋 忠則 林 義介 直春 吉兵衛 市右衛門 末吉 助 代 理外M 人 兵 引合 代言人 Y M T N 代言人 Υ N 衛 M 門 K Ñ TN 鹿之助 岡崎 高厚 NG 喜兵衛 Μ 喜兵 武之助 鹿之助 米吉 小八 七郎 右 七等判事 六等判事 課長 進 十六 長官 五等判事 係 早川 貞祐 課長「進」(印) 長官「木梨」 係 松原 佐久 長官(印) 掛高野(少属) 課長「進」 の角朱印 山口縣 山口縣聴訟課 山口縣廳 Щ 山口縣廳 古荘 嘉門 中 定勝 高野 (少属) 口縣廳 fi fi 簡德 印 印 綴中ニ在リタリ)の朱書き内表紙に、(明治九年願下 四等判事岩村通俊へ通知書中定勝より廣島裁判所長 大阪上等裁判所 六等判事 十六号 明治十年一月三十一日付第 内表紙に、「明治八年第十 及事件名一件裁許の墨書き 号」の朱書き リ)と「明治七年第六十八 の朱書き タリ」の朱書き 七号裁許一件帳綴中二在り 百三拾四号訴」の朱書き 在リタリ)と、「明八第四 (明治九年裁許一件帳綴二 内表紙に、宣告日、当事者 (裁許一件帳綴中ニ在リタ 「裁許一件帳」の墨書きの 内表紙に、当事者及事件名

至 自 同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年 (聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號) について (二・完) 五七四 (三六〇)

25	24	23	22	21	20
第四 四 号	赤間関出張所 第七号 出張所	第二五年 号	第六三号	第六三〇号	第一四号 写
(元金八百円)	貸金催促之訴	る身代限り	身代限済口証文	身代限済口証文	之訴家屋敷券状取返
十一月廿七日	明治八年	着」の朱書き 第四二五号 第四二五号	明治九年	明治八年	三月二七日明治八年
身代限リ十二月十五日	身代限り 一月十九日 明治九年	り指令 明治九年三月 明治九年三月 明治九年 明治九年 明治八年	一月廿三 日 日	一月廿三 日 日	訴状却下 二月二八日
加嶋 清九郎 清九郎	代言人 不就 新藏	公債掛	T G 松太郎 私太郎	YS 幸二郎 F佐二郎	O N 直春
M K 曽 七	D S 政助	改 HH 平右衛門	Y M 亀之進	門 S 太郎右衛	Y N 小八
不祥	赤間関出張所 川口縣聴訟課 山口縣聴訟課	展官(印) 課長「進」(印) 原田 豊 山口縣廳	長官(印) 課長「進」(印) 中 中	長官(印) 課長「進」(印) 末國 一平	の丸朱印の丸朱印
内表紙代りの訴状に、(明 大田の大書き では、 の大書き である。 の大書き	内表紙に、(明治九年民事の朱書き	内表紙に、「明治九年民事の朱書き	書き 書き 書き	書き書き書き	朱書き ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

本稿は、科学研究費(基盤研究(C)「日本近代法史像の再検討――ゆらぎから再構築へ――」(平成二八年度~三〇年度))による研究成果の一部である。お世話になった山口地方裁判所、特に総務課・民事課の方々、広島県立公文書館の西村晃氏(総括研究長事業紹介) (執筆者紹介) 矢野 達雄(広島修道大学法学部 教授) 加藤 高(広島修道大学 名誉教授) 組谷 浩司(広島大学 名誉教授)

至 自

同 九 (一八七六) 年明治六 (一八七三) 年

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(二・完) 五七二(三五八)